

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・室内に設置するストーブ等は、1秒間当たりの発熱量が18KW以下のものに限る。
NESTOR MARTIN S33 における最大出力は 10,320Kcal/h であり、これを1秒間当たりの発熱量に換算すると 11.19KW となる。

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼水平距離

$Lsop=2.40\sqrt{Av}$ (開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合)

$Lssl=1.59\sqrt{Av}$

$Lsop$:ストーブ等開口部がある面からのストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

$Lssl1$:ストーブ等開口部がある面以外で背面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

$Lssl2$:ストーブ等開口部がある面以外で側面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

$Av1$:ストーブ等の正面及び背面方向の鉛直投影面積(cm^2)

$Av2$:ストーブ等の側面方向の鉛直投影面積(cm^2)

とすると、NESTOR MARTIN S33 の足を含まない本体部分の大きさは
縦58.6cm 横63.5cm 奥行39.3cm なので

$Av1= 63.5 \times 58.60 = 3721.10(cm^2)$

$Av2= 39.3 \times 58.60 = 2302.98(cm^2)$

これより

$Lsop=2.40\sqrt{3721.10} = 146.40 (cm)$

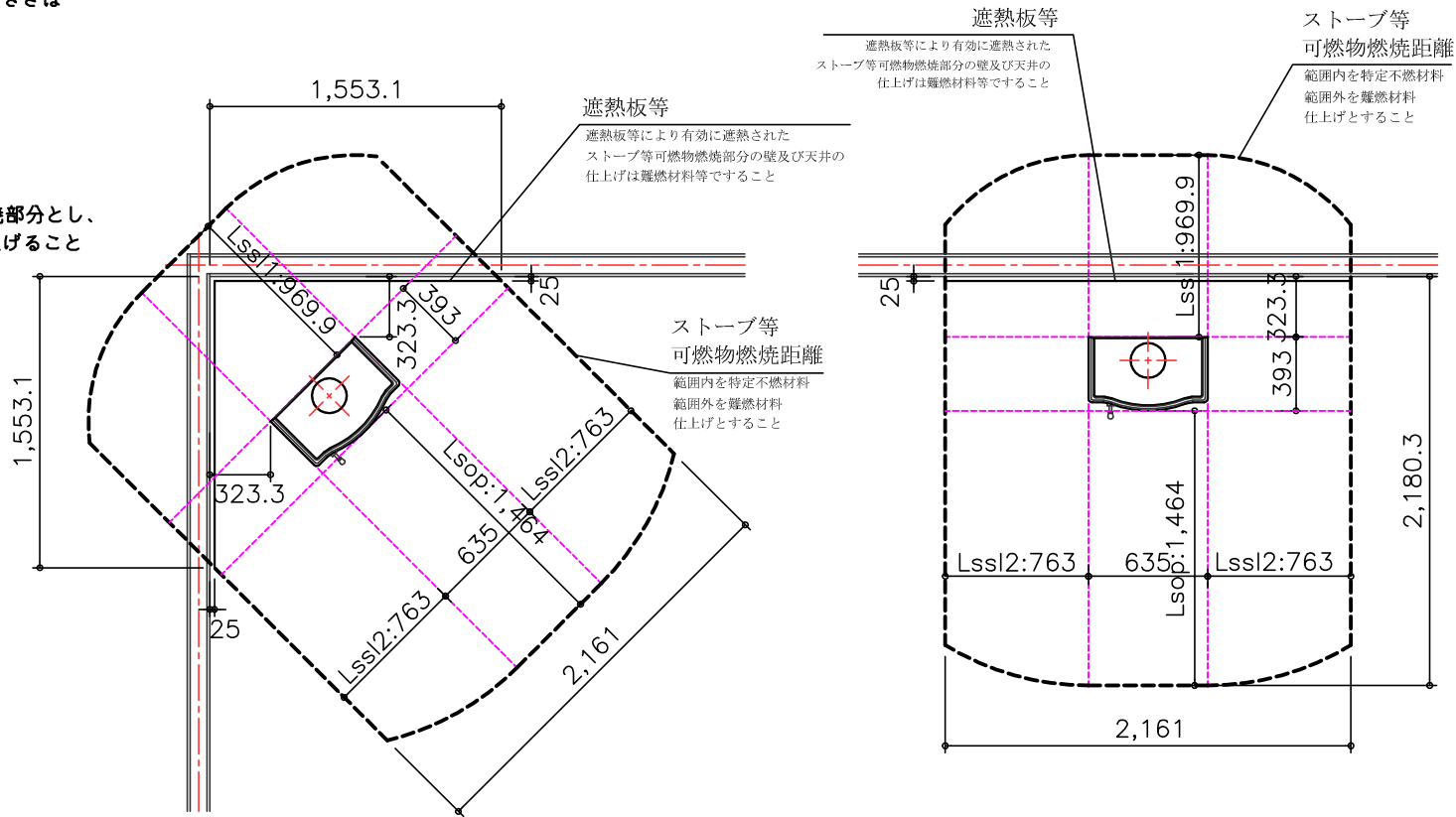
$Lssl1=1.59\sqrt{3721.10} = 96.99 (cm)$

$Lssl2=1.59\sqrt{2302.98} = 76.30 (cm)$

$Lsop$ 、 $Lssl1$ 、 $Lssl2$ 内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げること

- 特定不燃材料
- 平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号) 第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料
- ・コンクリート
 - ・れんが
 - ・陶磁器質タイル
 - ・繊維強化セメント板
 - ・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
 - ・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
 - ・鉄鋼
 - ・金属板
 - ・モルタル
 - ・しっくい
 - ・石
 - ・厚さが12mm以上のせっこうボード (ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
 - ・ロックウール
 - ・グラスウール板

- ・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離
- (1)-(i)ストーブ等と遮熱板等との距離は 27.5cm 以上
- ストーブ等可燃物燃焼部分の壁と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上
- (2) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分との距離は ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3以上とする
- ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3が30cm未満の場合は、30cm以上とする
- 上記より、NESTOR MARTIN S33 の場合
- 背面方向: $Lssl1 \times 1/3 = 96.99/3 = 32.33 (cm)$
- 側面方向: $Lssl2 \times 1/3 = 76.30/3 = 25.43 (cm)$
- * 30cm未満であるため、30cm以上とする



方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離		遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm
正面	Av1	3721.10	ガラス	Lsop	1464.0
背面	Av1	3721.10	鋳物	Lssl1	969.9
側面	Av2	2302.98	鋳物	Lssl2	763.0
上面	Ah	2495.55	鋳物	Hs	106.71



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事			縮尺	1/40		縮画	2023年7月28日	
図面名	S33 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図			縮画			舟木		1/2

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼垂直距離

$$H_s = 0.0106 \{ 1 + 10000 / (A_h + 800) \} A_h$$

Hs: ストーブ等可燃物燃焼垂直距離 (cm)

Ah: ストーブ等の水平投影面積 (cm²)

NESTOR MARTIN S33 の足を含まない本体部分の大きさは
縦58.6cm 横63.5cm 奥行39.3cm なので

$$A_h = 63.5 \times 39.3 = 2495.55 (\text{cm}^2)$$

これより

$$H_s = 0.0106 \{ 1 + 10000 / (2495.55 + 800) \} 2495.55$$
$$= 106.71 (\text{cm})$$

・ストーブ等可燃物燃焼基準距離

$$D_s = \{ (H_s - h) / (H_s) \} L_s$$

Ds: ストーブ等可燃物燃焼基準距離 (cm)

Hs: ストーブ等可燃物燃焼垂直距離 (cm)

h: ストーブ等の表面の各点から軌道上の各点までの垂直距離 (cm)

Ls: ストーブ等可燃物燃焼水平距離 (cm)

前面方向 Lsop

背面方向 Lssl1

側面方向 Lssl2 とする

ストーブ等の前面 $D_s = \{ (H_s - h) / (H_s) \} L_{sop}$
$$= \{ (106.71 - h) / (106.71) \} 146.40$$

ストーブ等の背面 $D_s = \{ (H_s - h) / (H_s) \} L_{ssl1}$
$$= \{ (106.71 - h) / (106.71) \} 96.99$$

ストーブ等の側面 $D_s = \{ (H_s - h) / (H_s) \} L_{ssl2}$
$$= \{ (106.71 - h) / (106.71) \} 76.30$$

変数hはストーブ等の上面よりの高さであり、最大Dsはh=0の時となる

Hs、Ds内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、
ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げること

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に
面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)-(ii) ストーブ等と遮熱板等との距離は 42.5cm 以上

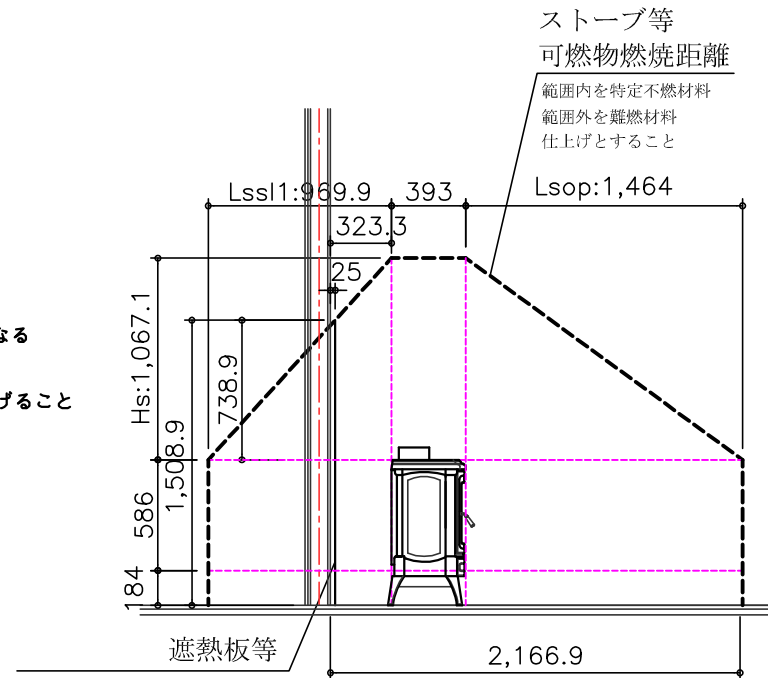
ストーブ等可燃物燃焼部分の天井と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

(3) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に面する部分との距離は
ストーブ等可燃物燃焼垂直距離の1/2以上とする

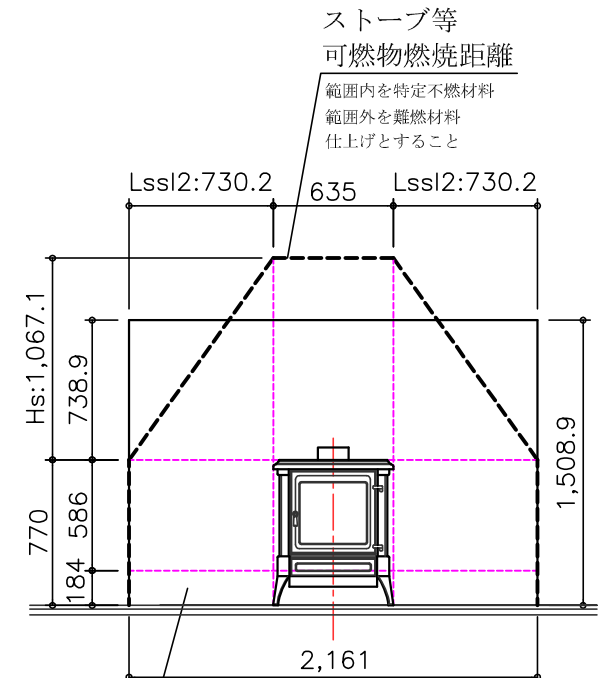
ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/2が45cm未満の場合は、45cm以上とする

上記より、NESTOR MARTIN S33 の場合

天井面方向: $H_s \times 1/2 = 106.71/2 = 53.36 (\text{cm})$



遮熱板等により有効に遮熱された
ストーブ等可燃物燃焼部分の壁及び天井の
仕上げは難燃材料等であることを



遮熱板等により有効に遮熱された
ストーブ等可燃物燃焼部分の壁及び天井の
仕上げは難燃材料等であることを

方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離		遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm
正面	Av1	3721.10	ガラス	Lsop	1464.0
背面	Av1	3721.10	鋼物	Lssl1	969.9
側面	Av2	2302.98	鋼物	Lssl2	763.0
上面	Ah	2495.55	鋼物	Hs	106.71



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事			縮尺	1/40		編者	2023年7月28日	
図面名	S33 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図			図番	設計	製図	舟木	図番	2/2

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・室内に設置するストーブ等は、1秒間当たりの発熱量が18KW以下のものに限る。
NESTOR MARTIN S33 B-TOP における最大出力は 10,320Kcal/h であり、これを1秒間当たりの発熱量に換算すると 11.19KW となる。

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼水平距離

$$Lsop=2.40\sqrt{Av}$$
 (開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合)

$$Lssl=1.59\sqrt{Av}$$

Lsop:ストーブ等開口部がある面からのストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Lssl1:ストーブ等開口部がある面以外で背面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Lssl2:ストーブ等開口部がある面以外で側面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Av1:ストーブ等の正面及び背面方向の鉛直投影面積(cm²)

Av2:ストーブ等の側面方向の鉛直投影面積(cm²)

とすると、NESTOR MARTIN S33 B-TOP の足を含まない本体部分の大きさは

縦58.6cm 横63.5cm 奥行39.3cm

またB-TOPユニット部の鉛直投影面積を337.43cm²とする。

$$Av1=63.5\times58.6=3721.10(\text{cm}^2)$$

$$Av2=39.3\times58.6+337.43=2640.41(\text{cm}^2)$$

これより

$$Lsop=2.40\sqrt{3721.10}=146.40(\text{cm})$$

$$Lssl1=1.59\sqrt{3721.10}=96.99(\text{cm})$$

$$Lssl2=1.59\sqrt{2640.41}=81.70(\text{cm})$$

Lsop、Lssl1、Lssl2内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、

ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げること

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)-(i) ストーブ等と遮熱板等との距離は 27.5cm 以上

ストーブ等可燃物燃焼部分の壁と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

(2) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分との距離は

ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3以上とする

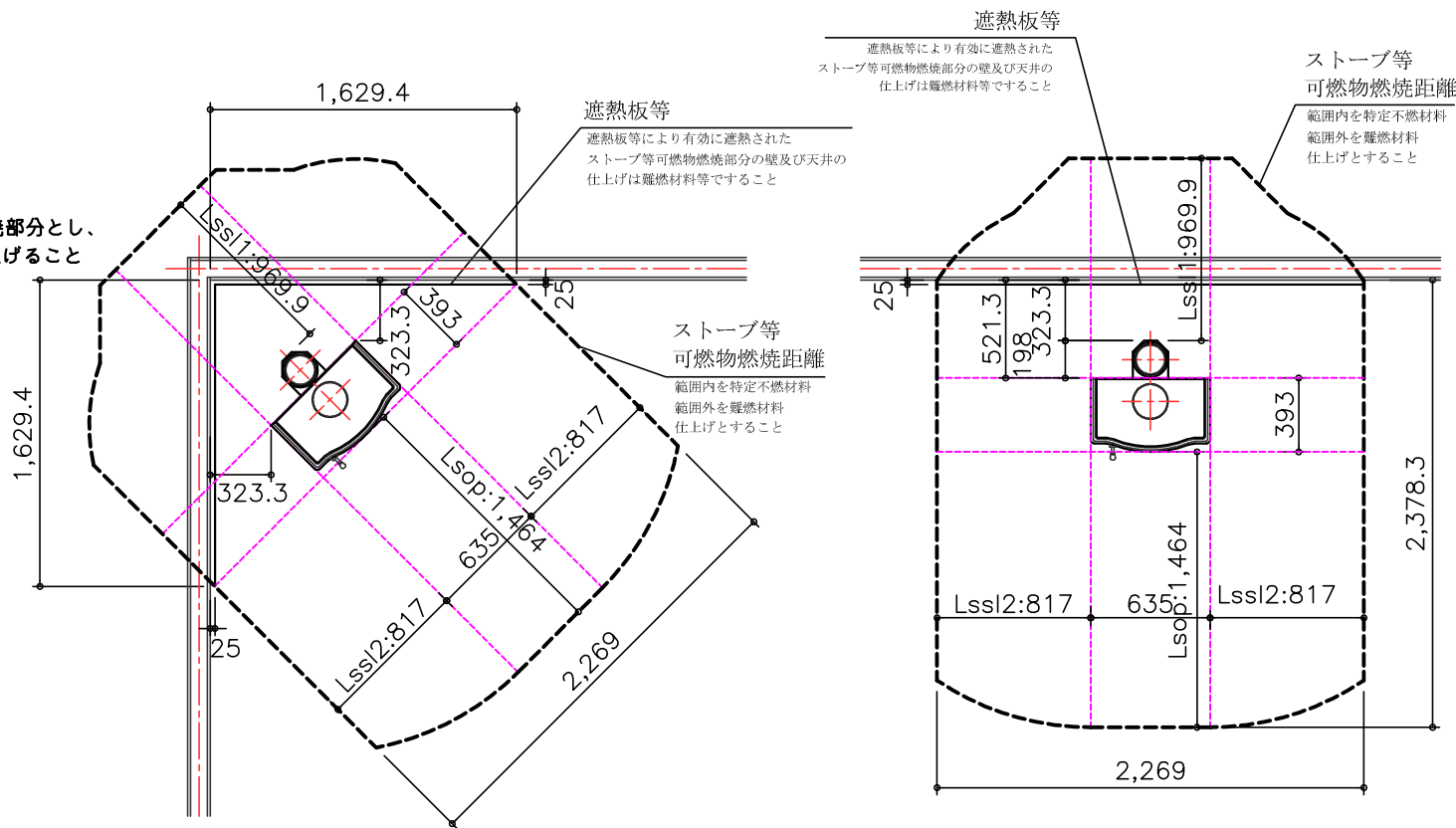
ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3が30cm未満の場合は、30cm以上とする

上記より、NESTOR MARTIN S33 B-TOP の場合

背面方向:Lssl1 X 1/3 = 96.99/3 = 32.33 (cm)

側面方向:Lssl2 X 1/3 = 81.70/3 = 27.23 (cm)

* 30cm未満であるため、30cm以上とする



方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離		遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm
正面	Av1	3721.10	ガラス	Lsop	1464.0
背面	Av1	3721.10	鋳物	Lssl1	969.9
側面	Av2	2640.41	鋳物	Lssl2	817.0
上面	Ah	2855.91	鋳物	Hs	1130.7



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事			縮尺	1/40		縮画	2023年7月28日	
図面名	S33 B-TOP 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図			縮画	縮尺	縮画	舟木	縮尺	1/2

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼垂直距離

$$Hs=0.0106\{1+10000/(Ah+800)\}Ah$$

Hs:ストーブ等可燃物燃焼垂直距離(cm)

Ah:ストーブ等の水平投影面積(cm²)

NESTOR MARTIN S33 B-TOP の足を含まない本体部分の大きさは

縦58.6cm 横63.5cm 奥行39.3cm

またB-TOPユニット部の水平投影面積を360.36cm²とする。

$$Ah=63.5 \times 39.3 + 360.36 = 2855.91(\text{cm}^2)$$

これより

$$Hs=0.0106\{1+10000/(2855.91+800)\}2855.91$$

$$=113.07(\text{cm})$$

・ストーブ等可燃物燃焼基準距離

$$Ds=\{(Hs-h)/(Hs)\}Ls$$

Ds:ストーブ等可燃物燃焼基準距離(cm)

Hs:ストーブ等可燃物燃焼垂直距離(cm)

h:ストーブ等の表面の各点から軌道上の各点までの垂直距離(cm)

Ls:ストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

前面方向 Lsop
背面方向 Lssl1
側面方向 Lssl2 とする

ストーブ等の前面Ds= $\{(Hs-h)/(Hs)\}Lsop$
 $=\{(113.07-h)/(113.07)\}146.40$

ストーブ等の背面Ds= $\{(Hs-h)/(Hs)\}Lssl1$
 $=\{(113.07-h)/(113.07)\}96.99$

ストーブ等の側面Ds= $\{(Hs-h)/(Hs)\}Lssl2$
 $=\{(113.07-h)/(113.07)\}81.70$

変数hはストーブ等の上面よりの高さであり、最大Dsはh=0の時となる

Hs、Ds内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、

ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げること

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維強化セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維強化ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・レッキ
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用厚紙の厚さが0.6mm以下のものに限り。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)-(ii) ストーブ等と遮熱板等との距離は 42.5cm 以上

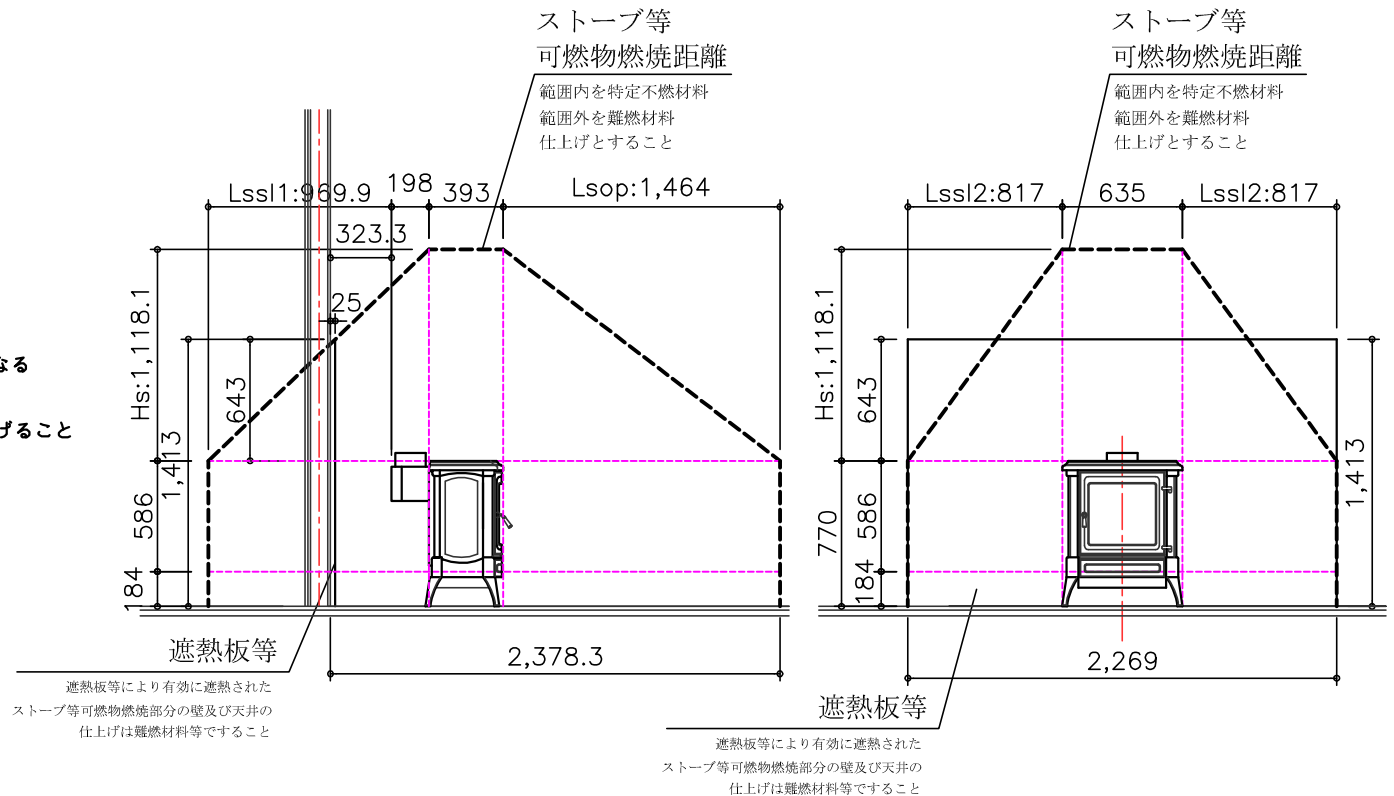
ストーブ等可燃物燃焼部分の天井と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

(3) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に面する部分との距離は
ストーブ等可燃物燃焼垂直距離の1/2以上とする

ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/2が45cm未満の場合は、45cm以上とする

上記より、NESTOR MARTIN S33 B-TOP の場合

天井面方向: $Hs \times 1/2 = 113.07/2 = 56.54(\text{cm})$



方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離		遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm
正面	Av1	3721.10	ガラス	Lsop	1464.0
背面	Av1	3721.10	鋳物	Lssl1	969.9
側面	Av2	2640.41	鋳物	Lssl2	817.0
上面	Ah	2855.91	鋳物	Hs	1130.7



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事		縮尺	1/40		編者	舟木		2023年7月28日
図面名	S33 B-TOP 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図		図数	1	2	図番	2/2		

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・室内に設置するストーブ等は、1秒間当たりの発熱量が18KW以下のものに限る。
NESTOR MARTIN S43 における最大出力は 12,040Kcal/h であり、
これを1秒間当たりの発熱量に換算すると 13.79KW となる。

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼水平距離

$Lsop=2.40\sqrt{Av}$ (開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合)

$Lssl=1.59\sqrt{Av}$

$Lsop$:ストーブ等開口部がある面からのストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

$Lssl1$:ストーブ等開口部がある面以外で背面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

$Lssl2$:ストーブ等開口部がある面以外で側面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

$Av1$:ストーブ等の正面及び背面方向の鉛直投影面積(cm^2)

$Av2$:ストーブ等の側面方向の鉛直投影面積(cm^2)

とすると、NESTOR MARTIN S43 の足を含まない本体部分の大きさは
縦62.0cm 横73.5cm 奥行45.5cm なので

$Av1=73.5 \times 62.0 = 4557.00(cm^2)$

$Av2=45.5 \times 62.0 = 2821.00(cm^2)$

これより

$Lsop=2.40\sqrt{4557.00} = 162.01 (cm)$

$Lssl1=1.59\sqrt{4557.00} = 107.33 (cm)$

$Lssl2=1.59\sqrt{2821.00} = 84.45 (cm)$

$Lsop$ 、 $Lssl1$ 、 $Lssl2$ 内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、
ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げる

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用厚紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)-(i)ストーブ等と遮熱板等との距離は 27.5cm 以上

ストーブ等可燃物燃焼部分の壁と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

(2) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分との距離は
ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3以上とする

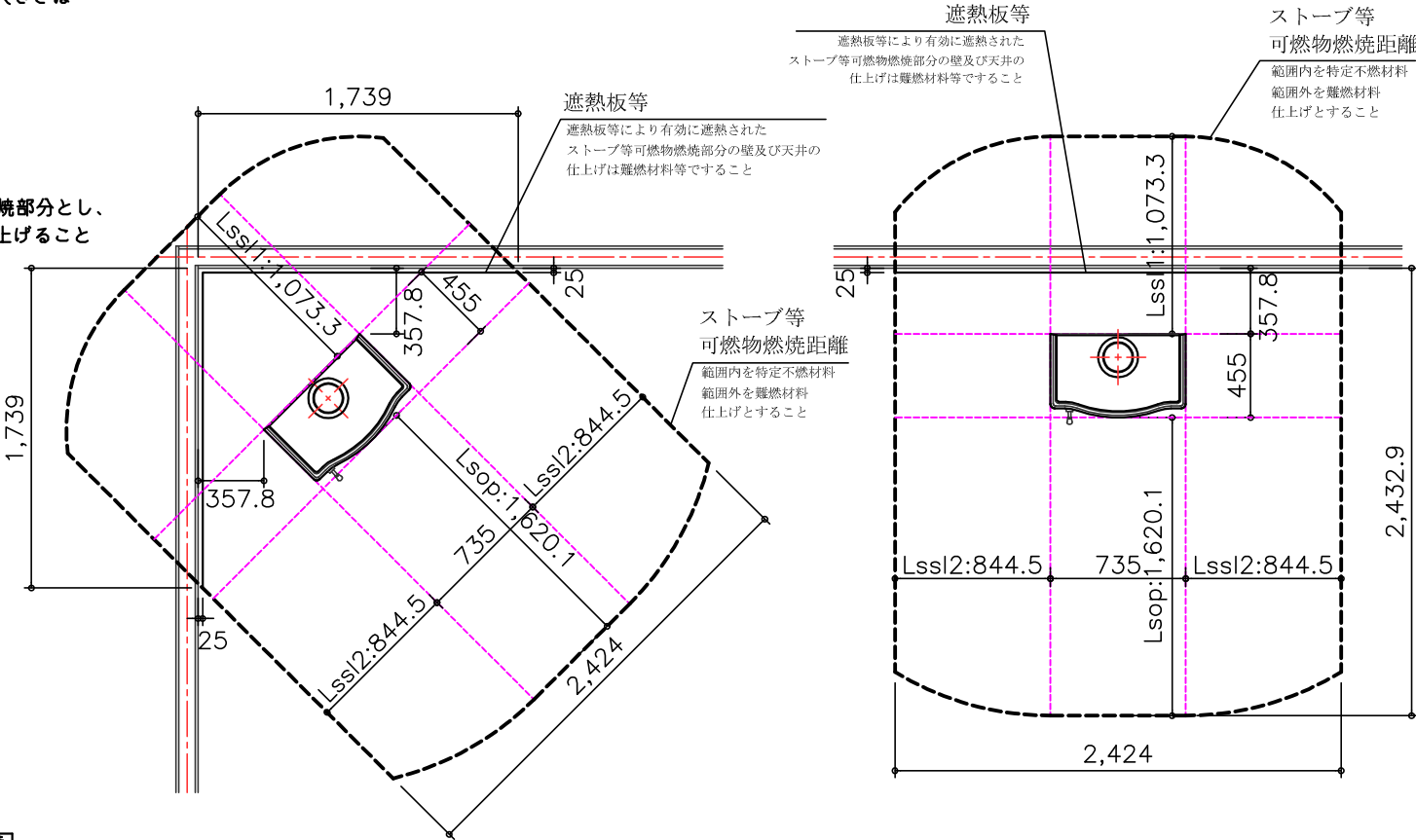
ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3が30cm未満の場合は、30cm以上とする

上記より、NESTOR MARTIN S43 の場合

背面方向: $Lssl1 \times 1/3 = 107.33/3 = 35.78 (cm)$

側面方向: $Lssl2 \times 1/3 = 84.45/3 = 28.15 (cm)$

* 30cm未満であるため、30cm以上とする



方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離		遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm
正面	Av1	4557.00	ガラス	Lsop	1620.1
背面	Av1	4557.00	鋳物	Lssl1	1073.3
側面	Av2	2821.00	鋳物	Lssl2	844.5
上面	Ah	3344.25	鋳物	Hs	1209.9

株式会社 京阪エンジニアリング

〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1

Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事		縮尺	1/40		縮小			2023年7月28日
図面名	S43 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図		縮小			縮小	舟木		1/2

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼垂直距離

$$H_s = 0.0106\{1 + 10000 / (A_h + 800)\} A_h$$

Hs:ストーブ等可燃物燃焼垂直距離(cm)

Ah:ストーブ等の水平投影面積(cm²)

NESTOR MARTIN S43 の足を含まない本体部分の大きさは
縦62.0cm 横73.5cm 奥行45.5cm なので

$$A_h = 73.5 \times 45.5 = 3344.25(\text{cm}^2)$$

これより

$$H_s = 0.0106\{1 + 10000 / (3344.25 + 800)\} 3344.25$$
$$= 120.99 \text{ (cm)}$$

・ストーブ等可燃物燃焼基準距離

$$D_s = \{(H_s - h) / (H_s)\} L_s$$

Ds:ストーブ等可燃物燃焼基準距離(cm)

Hs:ストーブ等可燃物燃焼垂直距離(cm)

h:ストーブ等の表面の各点から軌道上の各点までの垂直距離(cm)

Ls:ストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

前面方向 Lsop
背面方向 Lssl1
側面方向 Lssl2 とする

ストーブ等の前面 $D_s = \{(H_s - h) / (H_s)\} L_{sop}$
$$= \{(120.99 - h) / (120.99)\} 162.01$$

ストーブ等の背面 $D_s = \{(H_s - h) / (H_s)\} L_{ssl1}$
$$= \{(120.99 - h) / (120.99)\} 107.33$$

ストーブ等の側面 $D_s = \{(H_s - h) / (H_s)\} L_{ssl2}$
$$= \{(120.99 - h) / (120.99)\} 84.45$$

変数hはストーブ等の上面よりの高さであり、最大Dsはh=0の時となる

Hs、Ds内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、

ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げること

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に

面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)ー(ii) ストーブ等と遮熱板等との距離は 42.5cm 以上

ストーブ等可燃物燃焼部分の天井と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

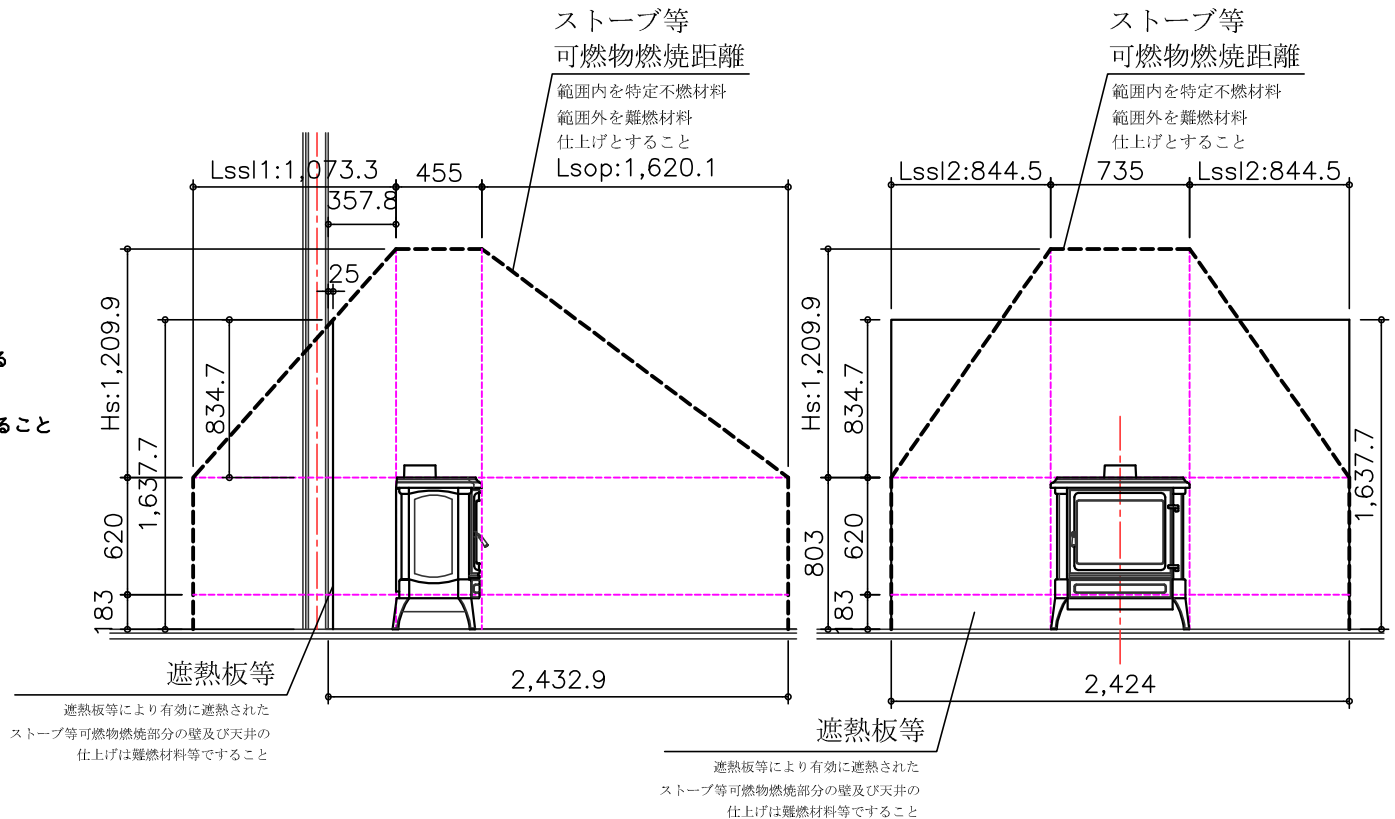
(3) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に面する部分との距離は

ストーブ等可燃物燃焼垂直距離の1/2以上とする

ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/2が45cm未満の場合は、45cm以上とする

上記より、NESTOR MARTIN S43 の場合

天井面方向: $H_s \times 1/2 = 120.99/2 = 60.5 \text{ (cm)}$



方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離		遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm
正面	Av1	4557.00	ガラス	Lsop	1620.1
背面	Av1	4557.00	鋳物	Lssl1	1073.3
側面	Av2	2821.00	鋳物	Lssl2	844.5
上面	Ah	3344.25	鋳物	Hs	1209.9



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事			縮尺	1/40		編者	2023年7月28日	
図面名	S43 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図			図面	設計	校核	舟木	図番	2/2

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・室内に設置するストーブ等は、1秒間当たりの発熱量が18KW以下のものに限る。
NESTOR MARTIN S43 B-TOP における最大出力は 12,040Kcal/h であり、これを1秒間当たりの発熱量に換算すると 13.79KW となる。

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼水平距離

$Lsop=2.40\sqrt{Av}$ (開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合)

$Lssl=1.59\sqrt{Av}$

Lsop:ストーブ等開口部がある面からのストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Lssl1:ストーブ等開口部がある面以外で背面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Lssl2:ストーブ等開口部がある面以外で側面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Av1:ストーブ等の正面及び背面方向の鉛直投影面積(cm²)

Av2:ストーブ等の側面方向の鉛直投影面積(cm²)

とすると、NESTOR MARTIN S43B-TOP の足を含まない本体部分の大きさは

縦62.0cm 横73.5cm 奥行45.5cm

またB-TOPユニット部の鉛直投影面積を437.37cm²とする。

$Av1=73.5 \times 62.0 = 4557.00(\text{cm}^2)$

$Av2=45.5 \times 62.0 + 437.37 = 3258.37(\text{cm}^2)$

これより

$Lsop=2.40\sqrt{4557.00} = 162.01(\text{cm})$

$Lssl1=1.59\sqrt{4557.00} = 107.33(\text{cm})$

$Lssl2=1.59\sqrt{3258.37} = 90.76(\text{cm})$

Lsop、Lssl1、Lssl2内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、

ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、

外部を難燃材料等で仕上げること

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)-(i) ストーブ等と遮熱板等との距離は 27.5cm 以上

ストーブ等可燃物燃焼部分の壁と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

(2) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分との距離は

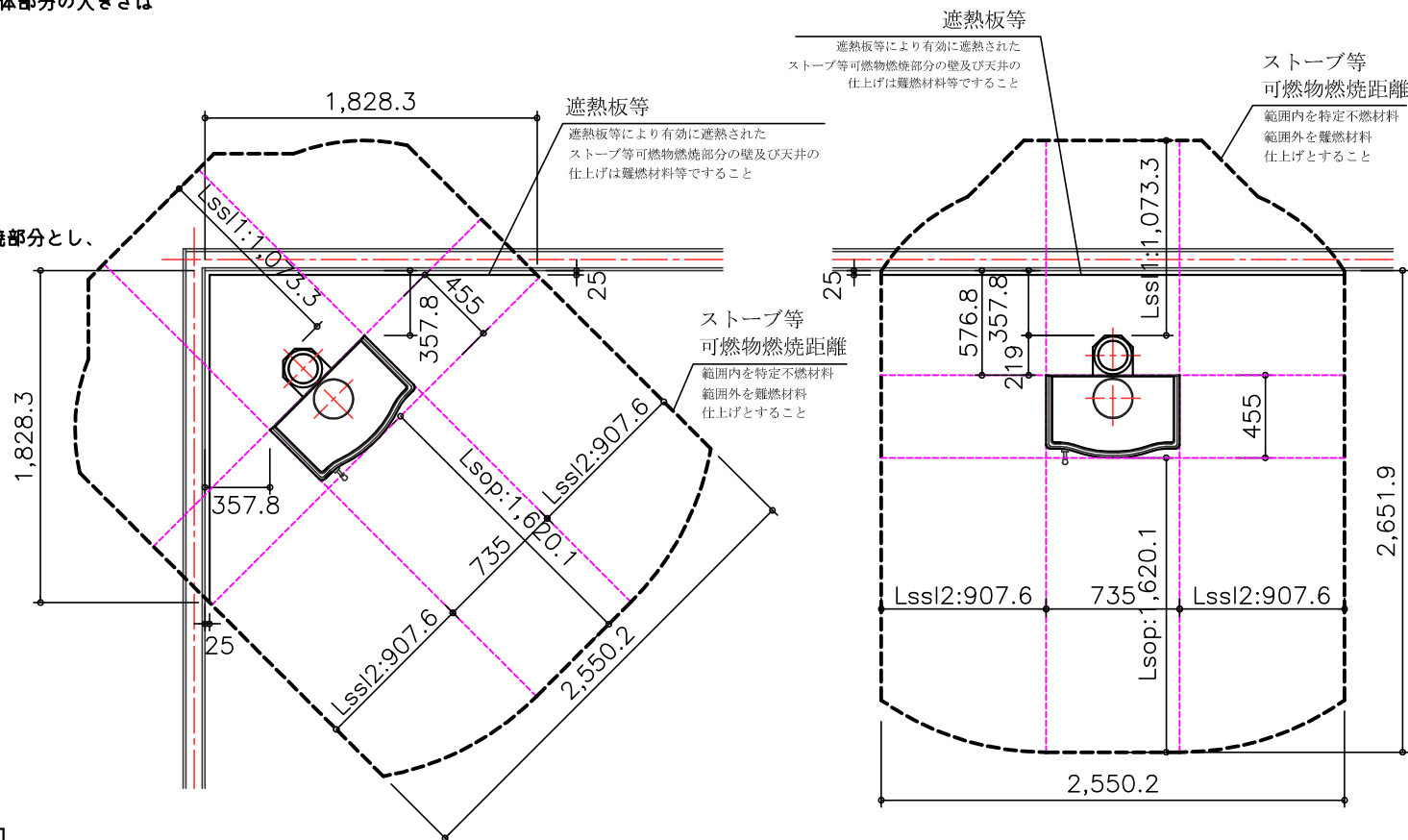
ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3以上とする

ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3が30cm未満の場合は、30cm以上とする

上記より、NESTOR MARTIN S43 B-TOP の場合

背面方向:Lssl1 X 1/3 = 107.33/3 = 35.78 (cm)

側面方向:Lssl2 X 1/3 = 90.76/3 = 30.25 (cm)



方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離		遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm
正面	Av1	4557.00	ガラス	Lsop	1620.1
背面	Av1	4557.00	鋳物	Lssl1	1073.3
側面	Av2	3258.37	鋳物	Lssl2	907.6
上面	Ah	3826.05	鋳物	Hs	1282.4



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事			縮尺	1/40		縮画	2023年7月28日	
図面名	S43 B-TOP 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図			縮尺	縮画	縮画	舟木	縮画	1/2

工事名	薪ストーブ工事	縮尺	1/40		担当		2023年7月28日
図面名	S43 B-TOP 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図	縮尺		設計	製図	舟木	2/2

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・室内に設置するストーブ等は、1秒間当たりの発熱量が18KW以下のものに限る。
NESTOR MARTIN H33 における最大出力は 10,320Kcal/h であり、これを1秒間当たりの発熱量に換算すると 11.19KW となる。

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼水平距離

$Lsop=2.40\sqrt{Av}$ (開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合)

$Lssl=1.59\sqrt{Av}$

Lsop:ストーブ等開口部がある面からのストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Lssl1:ストーブ等開口部がある面以外で背面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Lssl2:ストーブ等開口部がある面以外で側面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Av1:ストーブ等の正面及び背面方向の鉛直投影面積(cm²)

Av2:ストーブ等の側面方向の鉛直投影面積(cm²)

とすると、NESTOR MARTIN H33 の足を含まない本体部分の大きさは
縦60.0cm 横64.8cm 奥行36.8cm なので

Av1= 64.8 X 60.0 = 3888.00(cm²)

Av2= 36.8 X 60.0 = 2208.00(cm²)

これより

$Lsop=2.40\sqrt{3888.00} = 149.65$ (cm)

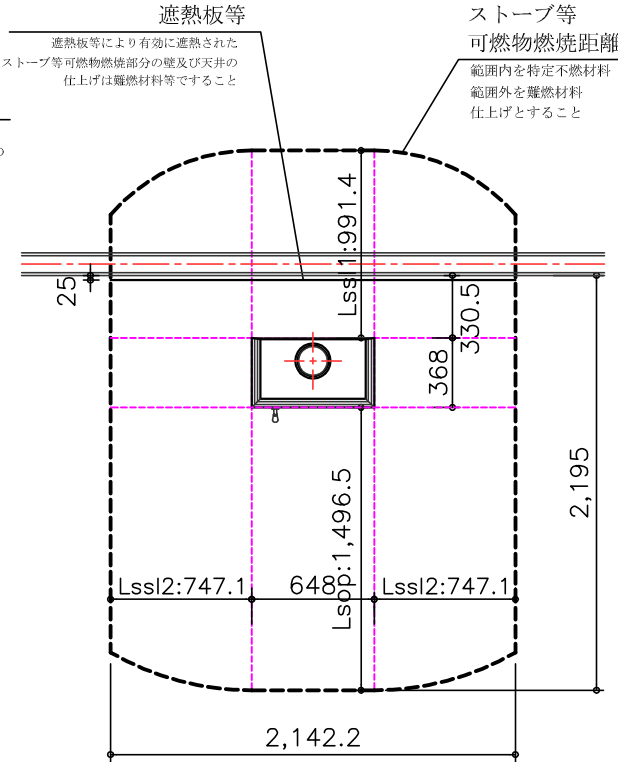
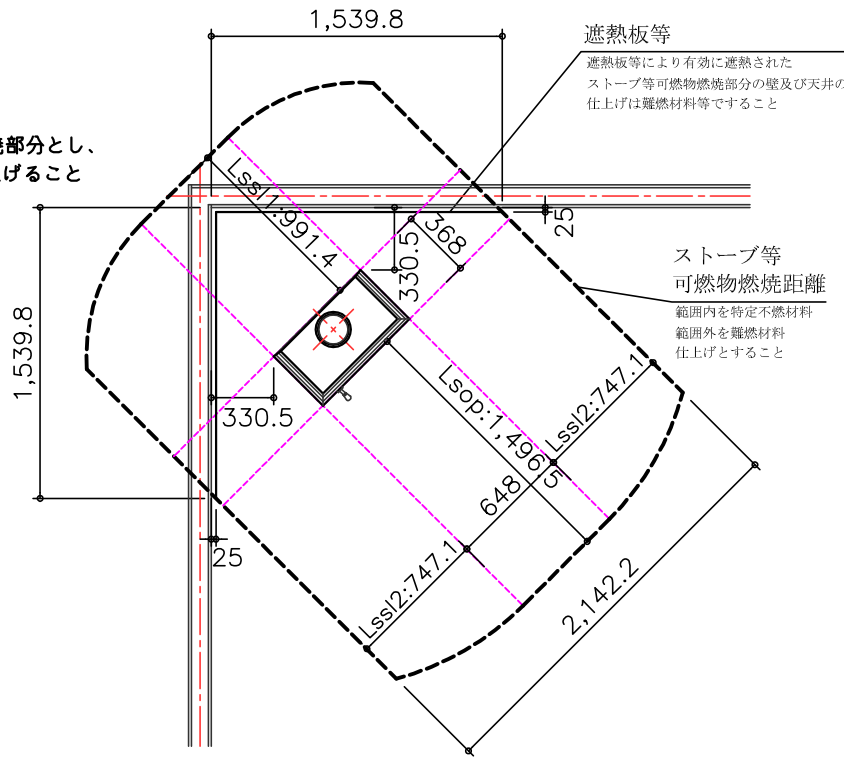
$Lssl1=1.59\sqrt{3888.00} = 99.14$ (cm)

$Lssl2=1.59\sqrt{2208.00} = 74.71$ (cm)

Lsop、Lssl1、Lssl2内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げる

- 特定不燃材料
- 平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号) 第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料
- ・コンクリート
 - ・れんが
 - ・陶磁器質タイル
 - ・繊維強化セメント板
 - ・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
 - ・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
 - ・鉄鋼
 - ・金属板
 - ・モルタル
 - ・しっくい
 - ・石
 - ・厚さが12mm以上のせっこうボード (ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
 - ・ロックウール
 - ・グラスウール板

- ・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離
- (1)-(i) ストーブ等と遮熱板等との距離は 27.5cm 以上
- ストーブ等可燃物燃焼部分の壁と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上
- (2) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分との距離は ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3以上とする
- ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3が30cm未満の場合は、30cm以上とする
- 上記より、NESTOR MARTIN H33 の場合
- 背面方向:Lssl1 X 1/3 = 99.14/3 = 33.05 (cm)
- 側面方向:Lssl2 X 1/3 = 74.71/3 = 24.90 (cm)
- * 30cm未満であるため、30cm以上とする



方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離		遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm
正面	Av1	3888.00	ガラス	Lsop	1496.5
背面	Av1	3888.00	ガラス	Lssl1	991.4
側面	Av2	2208.00	鋳物	Lssl2	747.1
上面	Ah	2384.64	鋳物	Hs	1046.5



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事			縮尺	1/40		縮画	2023年7月28日	
図面名	H33 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図			縮尺			縮画	舟木	1/2

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼垂直距離

$$H_s=0.0106\{1+10000/(Ah+800)\}Ah$$

Hs:ストーブ等可燃物燃焼垂直距離(cm)

Ah:ストーブ等の水平投影面積(cm²)

NESTOR MARTIN H33 の足を含まない本体部分の大きさは
縦60.0cm 横64.8cm 奥行36.8cm なので

$$Ah=64.8 \times 36.8 = 2384.64(\text{cm}^2)$$

これより

$$H_s=0.0106\{1+10000/(2384.64+800)\}2384.64$$

$$=104.65(\text{cm})$$

・ストーブ等可燃物燃焼基準距離

$$D_s=\{(H_s-h)/(H_s)\}L_s$$

Ds:ストーブ等可燃物燃焼基準距離(cm)

Hs:ストーブ等可燃物燃焼垂直距離(cm)

h:ストーブ等の表面の各点から軌道上の各点までの垂直距離(cm)

Ls:ストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

前面方向 Lsop
背面方向 Lssl1
側面方向 Lssl2 とする

ストーブ等の前面Ds= $\{(H_s-h)/(H_s)\}L_{sop}$
 $=\{(104.65-h)/(104.65)\}149.65$

ストーブ等の背面Ds= $\{(H_s-h)/(H_s)\}L_{ssl1}$
 $=\{(104.65-h)/(104.65)\}99.14$

ストーブ等の側面Ds= $\{(H_s-h)/(H_s)\}L_{ssl2}$
 $=\{(104.65-h)/(104.65)\}74.71$

変数hはストーブ等の上面よりの高さであり、最大Dsはh=0の時となる

Hs、Ds内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、
ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げること

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維強化セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維強化ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に
面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)ー(ii) ストーブ等と遮熱板等との距離は 42.5cm 以上

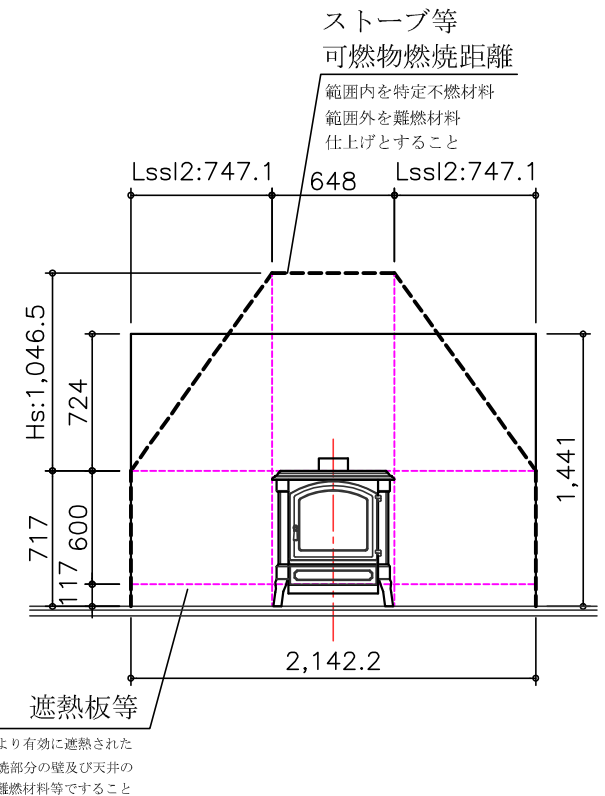
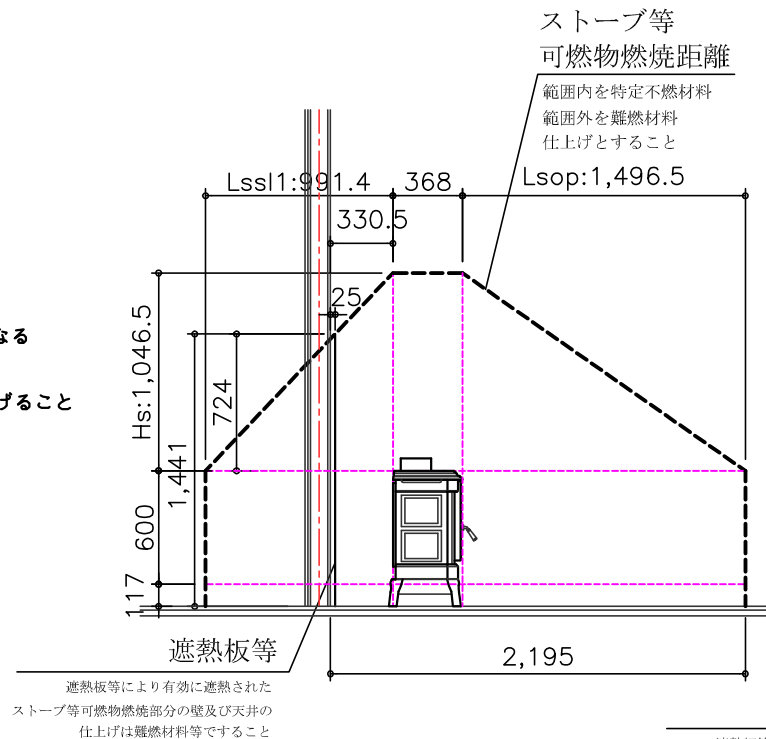
ストーブ等可燃物燃焼部分の天井と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

(3) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に面する部分との距離は
ストーブ等可燃物燃焼垂直距離の1/2以上とする

ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/2が45cm未満の場合は、45cm以上とする

上記より、NESTOR MARTIN H33 の場合

天井面方向: $H_s \times 1/2 = 104.65/2 = 52.33(\text{cm})$



方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離		遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm
正面	Av1	3888.00	ガラス	Lsop	1496.5
背面	Av1	3888.00	鋳物	Lssl1	991.4
側面	Av2	2208.00	鋳物	Lssl2	747.1
上面	Ah	2384.64	鋳物	Hs	1046.5



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事		縮尺	1/40		編者			2023年7月28日
図面名	H33 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図		図面	設計	監修	舟木	図番	2/2	

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・室内に設置するストーブ等は、1秒間当たりの発熱量が18KW以下のものに限る。
NESTOR MARTIN H33 B-TOP における最大出力は 10,320Kcal/h であり、これを1秒間当たりの発熱量に換算すると 11.19KW となる。

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼水平距離

$Lsop=2.40\sqrt{Av}$ (開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合)

$Lssl=1.59\sqrt{Av}$

Lsop:ストーブ等開口部がある面からのストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Lssl1:ストーブ等開口部がある面以外で背面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Lssl2:ストーブ等開口部がある面以外で側面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Av1:ストーブ等の正面及び背面方向の鉛直投影面積(cm²)

Av2:ストーブ等の側面方向の鉛直投影面積(cm²)

とすると、NESTOR MARTIN H33 B-TOP の足を含まない本体部分の大きさを

縦60.0cm 横64.8cm 奥行36.8cm

またB-TOPユニット部の鉛直投影面積を337.43cm²とする。

$Av1=64.8 \times 60.0 = 3888.00(\text{cm}^2)$

$Av2=36.8 \times 60.0 + 337.43 = 2545.43(\text{cm}^2)$

これより

$Lsop=2.40\sqrt{3888.00} = 149.65(\text{cm})$

$Lssl1=1.59\sqrt{3888.00} = 99.14(\text{cm})$

$Lssl2=1.59\sqrt{2545.43} = 80.22(\text{cm})$

Lsop、Lssl1、Lssl2内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、

ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げること

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)-(i) ストーブ等と遮熱板等との距離は 27.5cm 以上

ストーブ等可燃物燃焼部分の壁と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

(2) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分との距離は

ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3以上とする

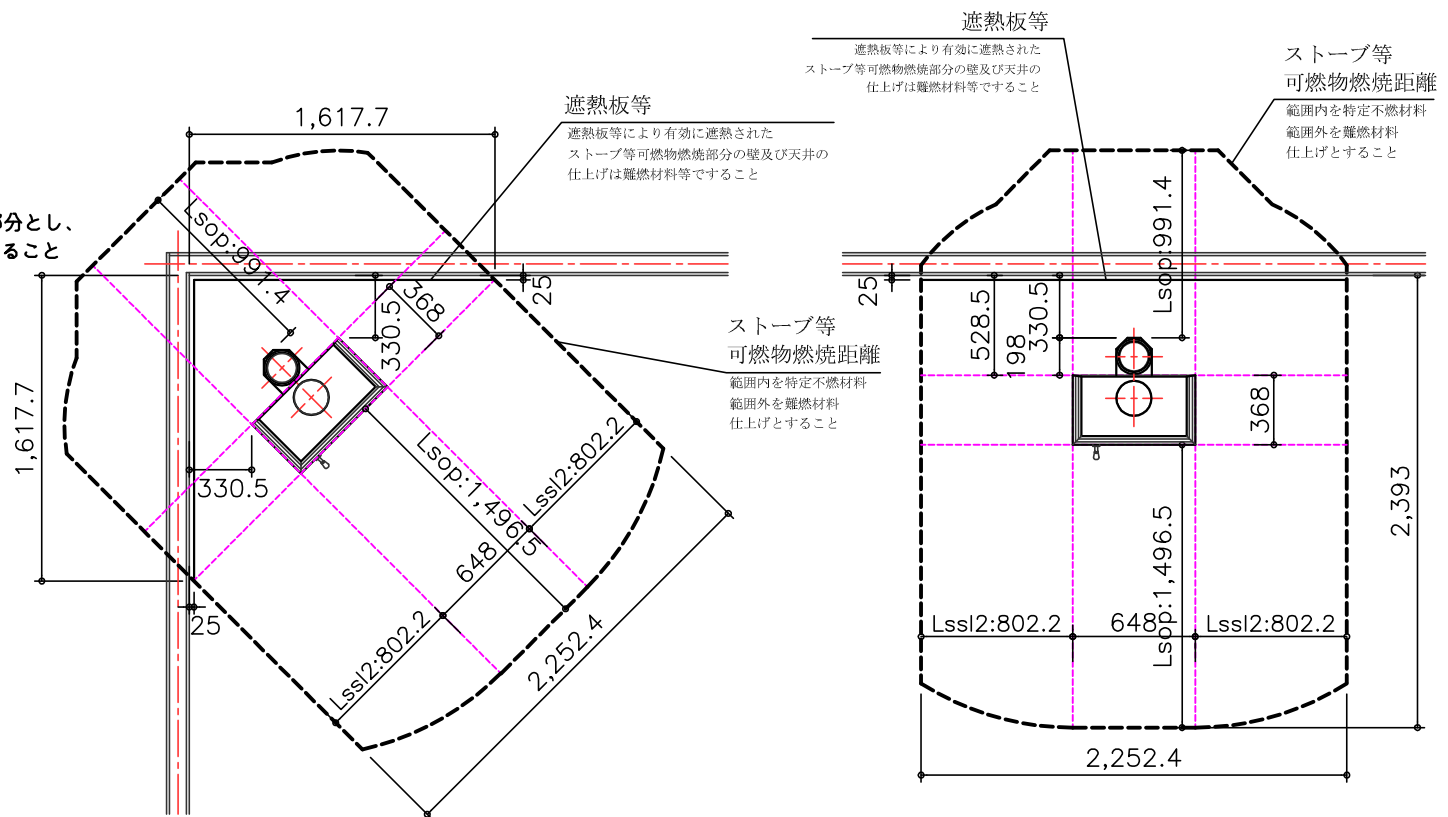
ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3が30cm未満の場合は、30cm以上とする

上記より、NESTOR MARTIN H33 B-TOP の場合

背面方向: $Lssl1 \times 1/3 = 99.14/3 = 33.05(\text{cm})$

側面方向: $Lssl2 \times 1/3 = 80.22/3 = 26.74(\text{cm})$

* 30cm未満であるため、30cm以上とする



方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離		遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm
正面	Av1	3888.00	ガラス	Lsop	1496.5
背面	Av1	3880.00	鋳物	Lssl1	991.4
側面	Av2	2545.43	鋳物	Lssl2	802.2
上面	Ah	2745.00	鋳物	Hs	1111.8



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事			縮尺	1/40		縮画	2023年7月28日	
図面名	H33 B-TOP 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図			縮尺			縮画	舟木	1/2

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼垂直距離

$$H_s = 0.0106 \{ 1 + 10000 / (A_h + 800) \} A_h$$

Hs: ストーブ等可燃物燃焼垂直距離 (cm)

Ah: ストーブ等の水平投影面積 (cm²)

NESTOR MARTIN H33 B-TOP の足を含まない本体部分の大きさは

縦 60.0cm 横 64.8cm 奥行 36.8cm

また B-TOP ユニット部の水平投影面積を 360.36cm² とする。

$$A_h = 64.80 \times 36.80 + 360.36 = 2745.00 (\text{cm}^2)$$

これより

$$H_s = 0.0106 \{ 1 + 10000 / (2670.81 + 800) \} 2745.00 = 111.18 (\text{cm})$$

・ストーブ等可燃物燃焼基準距離

$$D_s = \{ (H_s - h) / (H_s) \} L_s$$

Ds: ストーブ等可燃物燃焼基準距離 (cm)

Hs: ストーブ等可燃物燃焼垂直距離 (cm)

h: ストーブ等の表面の各点から軌道上の各点までの垂直距離 (cm)

Ls: ストーブ等可燃物燃焼水平距離 (cm)

前面方向 Lsop
背面方向 Lssl1
側面方向 Lssl2 とする

ストーブ等の前面 $D_s = \{ (H_s - h) / (H_s) \} L_{sop}$
$$= \{ (111.18 - h) / (111.18) \} 149.65$$

ストーブ等の背面 $D_s = \{ (H_s - h) / (H_s) \} L_{ssl1}$
$$= \{ (111.18 - h) / (111.18) \} 99.14$$

ストーブ等の側面 $D_s = \{ (H_s - h) / (H_s) \} L_{ssl2}$
$$= \{ (111.18 - h) / (111.18) \} 80.22$$

変数 h はストーブ等の上面よりの高さであり、最大 Ds は h=0 の時となる

Hs、Ds 内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、

ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げること

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維強化セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維強化ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用紙の厚さが0.6mm以下のものに限り。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に

面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)-(ii) ストーブ等と遮熱板等との距離は 42.5cm 以上

ストーブ等可燃物燃焼部分の天井と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

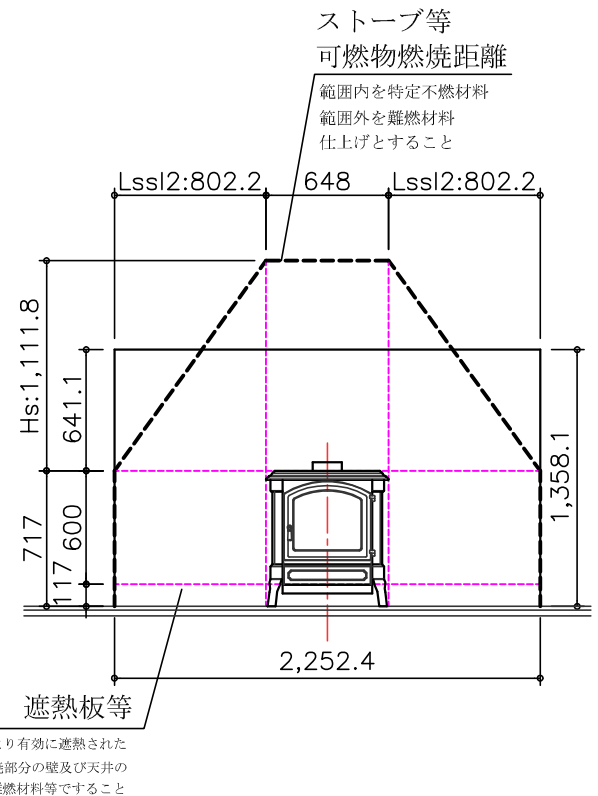
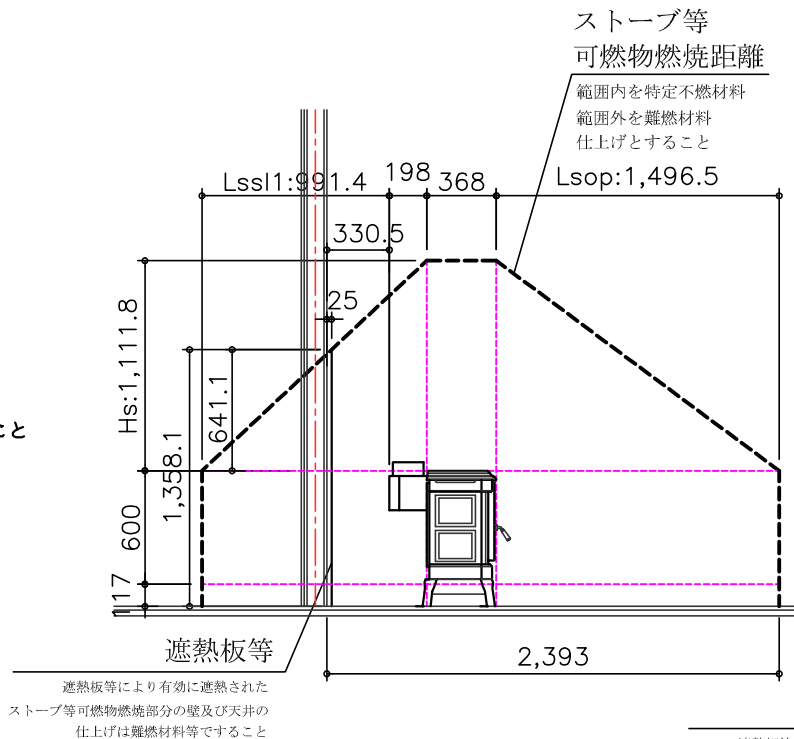
(3) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に面する部分との距離は

ストーブ等可燃物燃焼垂直距離の 1/2 以上とする

ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の 1/2 が 45cm 未満の場合は、45cm 以上とする

上記より、NESTOR MARTIN H33 B-TOP の場合

天井面方向: $H_s \times 1/2 = 111.18 / 2 = 55.59 (\text{cm})$



方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離		遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm
正面	Av1	3888.00	ガラス	Lsop	1496.5
背面	Av1	3880.00	鋳物	Lssl1	991.4
側面	Av2	2545.43	鋳物	Lssl2	802.2
上面	Ah	2745.00	鋳物	Hs	1111.8



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事			縮尺	1/40		編者	2023年7月28日	
図面名	H33 B-TOP 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図			図番	設計	校核	舟木	図番	2/2

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・室内に設置するストーブ等は、1秒間当たりの発熱量が18KW以下のものに限る。
NESTOR MARTIN H43 における最大出力は 12,040Kcal/h であり、これを1秒間当たりの発熱量に換算すると 13.97KW となる。

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼水平距離

$Lsop=2.40\sqrt{Av}$ (開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合)
 $Lssl=1.59\sqrt{Av}$

$Lsop$:ストーブ等開口部がある面からのストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)
 $Lssl1$:ストーブ等開口部がある面以外で背面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)
 $Lssl2$:ストーブ等開口部がある面以外で側面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)
 $Av1$:ストーブ等の正面及び背面方向の鉛直投影面積(cm²)
 $Av2$:ストーブ等の側面方向の鉛直投影面積(cm²)

とすると、NESTOR MARTIN H43 の足を含まない本体部分の大きさは
縦62.0cm 横75.0cm 奥行41.9cm なので
 $Av1=75.0 \times 62.0 = 4650.00(cm^2)$
 $Av2=41.9 \times 62.0 = 2597.80(cm^2)$

これより
 $Lsop=2.40\sqrt{4650.00} = 163.66 (cm)$
 $Lssl1=1.59\sqrt{4650.00} = 108.42 (cm)$
 $Lssl2=1.59\sqrt{2597.80} = 81.04 (cm)$

$Lsop$ 、 $Lssl1$ 、 $Lssl2$ 内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げる

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号) 第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

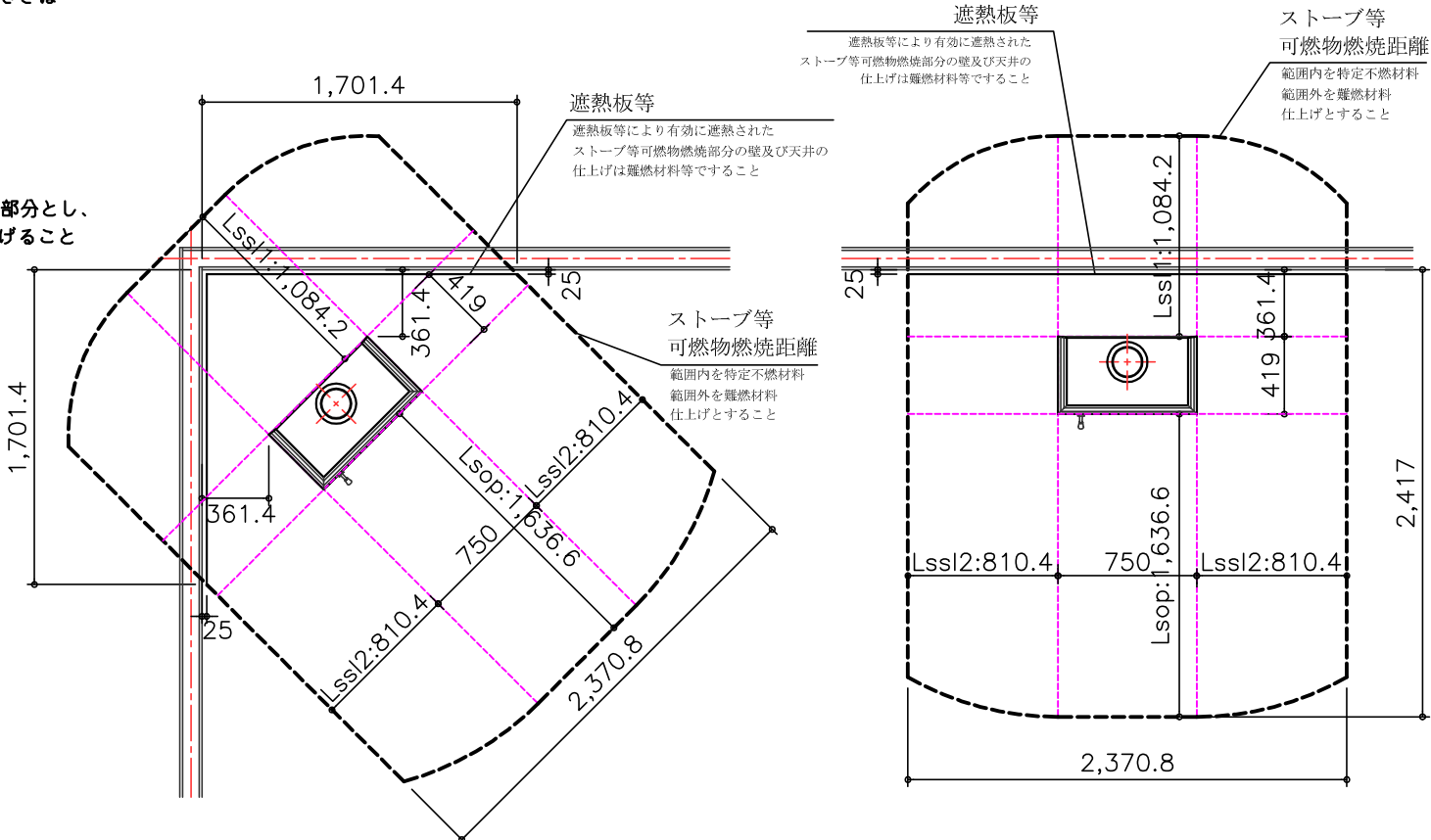
- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード (ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)ー(i)ストーブ等と遮熱板等との距離は 27.5cm 以上
ストーブ等可燃物燃焼部分の壁と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

(2) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分との距離は ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3以上とする
ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3が30cm未満の場合は、30cm以上とする

上記より、NESTOR MARTIN H43 の場合
背面方向: $Lssl1 \times 1/3 = 108.42/3 = 36.14 (cm)$
側面方向: $Lssl2 \times 1/3 = 81.04/3 = 27.01 (cm)$
* 30cm未満であるため、30cm以上とする



方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離		遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm
正面	Av1	4650.00	ガラス	Lsop	1636.6
背面	Av1	4650.00	鋳物	Lssl1	108.42
側面	Av2	2597.80	鋳物	Lssl2	810.4
上面	Ah	3142.50	鋳物	Hs	1177.9



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事	縮尺	1/40	縮画		2023年7月28日
図面名	H43 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図	縮画		縮画	舟木	1/2

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼垂直距離

$$H_s = 0.0106\{1 + 10000 / (A_h + 800)\} A_h$$

Hs: ストーブ等可燃物燃焼垂直距離 (cm)

Ah: ストーブ等の水平投影面積 (cm²)

NESTOR MARTIN H43 の足を含まない本体部分の大きさは
縦 62.0cm 横 75.0cm 奥行 41.9cm なので

$$A_h = 75.0 \times 41.9 = 3142.50 (\text{cm}^2)$$

これより

$$H_s = 0.0106\{1 + 10000 / (3142.50 + 800)\} 3142.50$$
$$= 117.79 (\text{cm})$$

・ストーブ等可燃物燃焼基準距離

$$D_s = \{(H_s - h) / (H_s)\} L_s$$

Ds: ストーブ等可燃物燃焼基準距離 (cm)

Hs: ストーブ等可燃物燃焼垂直距離 (cm)

h: ストーブ等の表面の各点から軌道上の各点までの垂直距離 (cm)

Ls: ストーブ等可燃物燃焼水平距離 (cm)

前面方向 Lsop
背面方向 Lssl1
側面方向 Lssl2 とする

ストーブ等の前面 $D_s = \{(H_s - h) / (H_s)\} L_{sop}$
 $= \{(117.79 - h) / (117.79)\} 163.66$

ストーブ等の背面 $D_s = \{(H_s - h) / (H_s)\} L_{ssl1}$
 $= \{(117.79 - h) / (117.79)\} 108.42$

ストーブ等の側面 $D_s = \{(H_s - h) / (H_s)\} L_{ssl2}$
 $= \{(117.79 - h) / (117.79)\} 81.04$

変数 h はストーブ等の上面よりの高さであり、最大 Ds は h=0 の時となる

Hs、Ds 内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、
ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げる

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に
面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)-(ii) ストーブ等と遮熱板等との距離は 42.5cm 以上

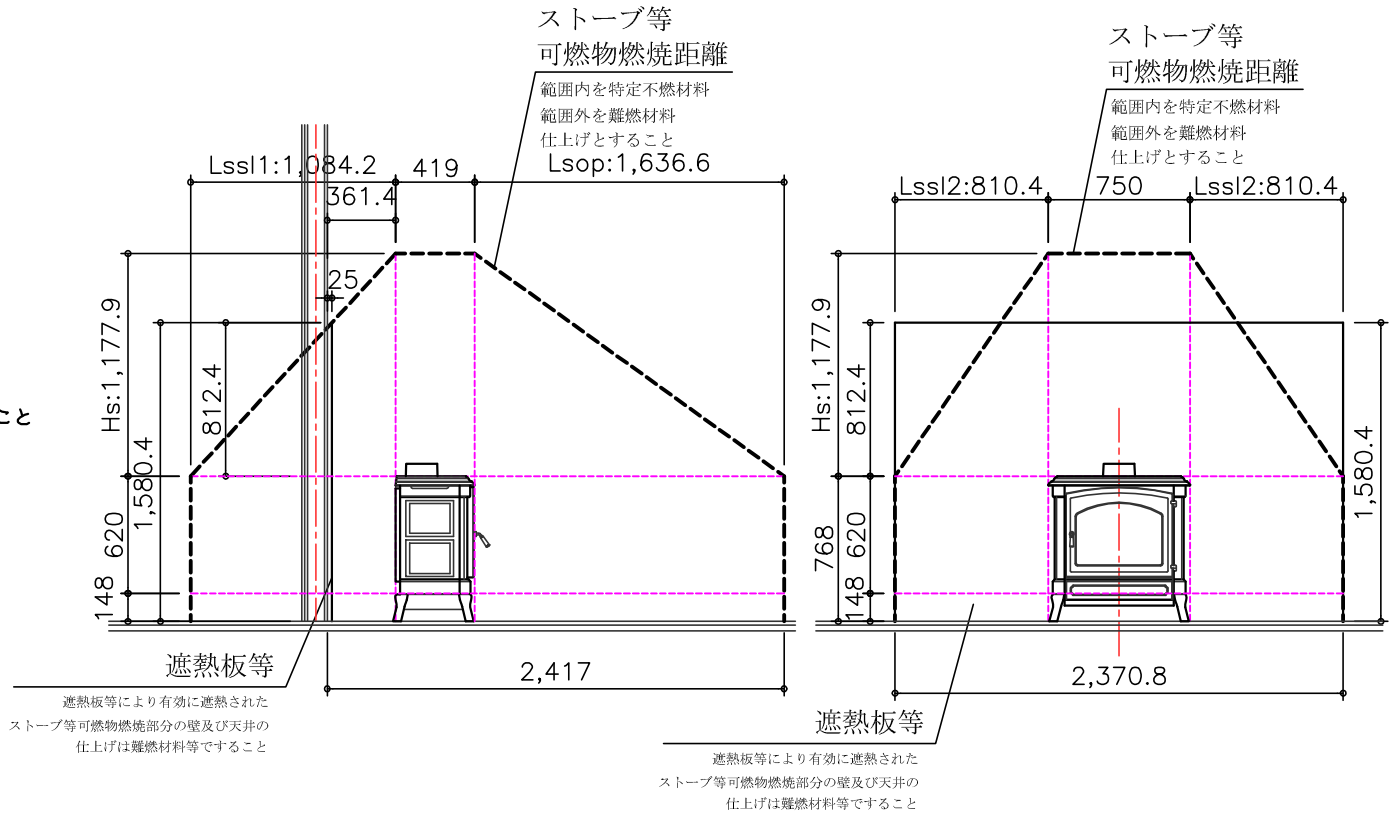
ストーブ等可燃物燃焼部分の天井と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

(3) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に面する部分との距離は
ストーブ等可燃物燃焼垂直距離の1/2以上とする

ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/2が45cm未満の場合は、45cm以上とする

上記より、NESTOR MARTIN H43 の場合

天井面方向: $H_s \times 1/2 = 108.42/2 = 58.90 (\text{cm})$



方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離		遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm
正面	Av1	4650.00	ガラス	Lsop	1636.6
背面	Av1	4650.00	鋳物	Lssl1	108.42
側面	Av2	2597.80	鋳物	Lssl2	810.4
上面	Ah	3142.50	鋳物	Hs	1177.9



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事		縮尺	1/40		編者	舟木		2023年7月28日
図面名	H43 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図		図番	設計	監査	舟木	2/2		

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・室内に設置するストーブ等は、1秒間当たりの発熱量が18KW以下のものに限る。
NESTOR MARTIN H43 B-TOP における最大出力は 12,040Kcal/h であり、これを1秒間当たりの発熱量に換算すると 13.97KW となる。

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼水平距離

$$Lsop=2.40\sqrt{Av}$$
 (開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合)
$$Lssl=1.59\sqrt{Av}$$

Lsop:ストーブ等開口部がある面からのストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Lssl1:ストーブ等開口部がある面以外で背面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Lssl2:ストーブ等開口部がある面以外で側面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Av1:ストーブ等の正面及び背面方向の鉛直投影面積(cm²)

Av2:ストーブ等の側面方向の鉛直投影面積(cm²)

とすると、NESTOR MARTIN H43 B-TOP の足を含まない本体部分の大きさは

縦62.0cm 横75.0cm 奥行41.9cm

またB-TOPユニット部の鉛直投影面積を430.77cm²とする。

$$Av1=75.0\times62.0=4650.00(\text{cm}^2)$$

$$Av2=41.9\times62.0+430.77=3028.57(\text{cm}^2)$$

これより

$$Lsop=2.40\sqrt{4650.00}=163.66(\text{cm})$$

$$Lssl1=1.59\sqrt{4650.00}=108.42(\text{cm})$$

$$Lssl2=1.59\sqrt{3028.57}=87.50(\text{cm})$$

Lsop、Lssl1、Lssl2内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、

ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、

外部を難燃材料等で仕上げること

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)-(i) ストーブ等と遮熱板等との距離は 27.5cm 以上

ストーブ等可燃物燃焼部分の壁と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

(2) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分との距離は
ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3以上とする

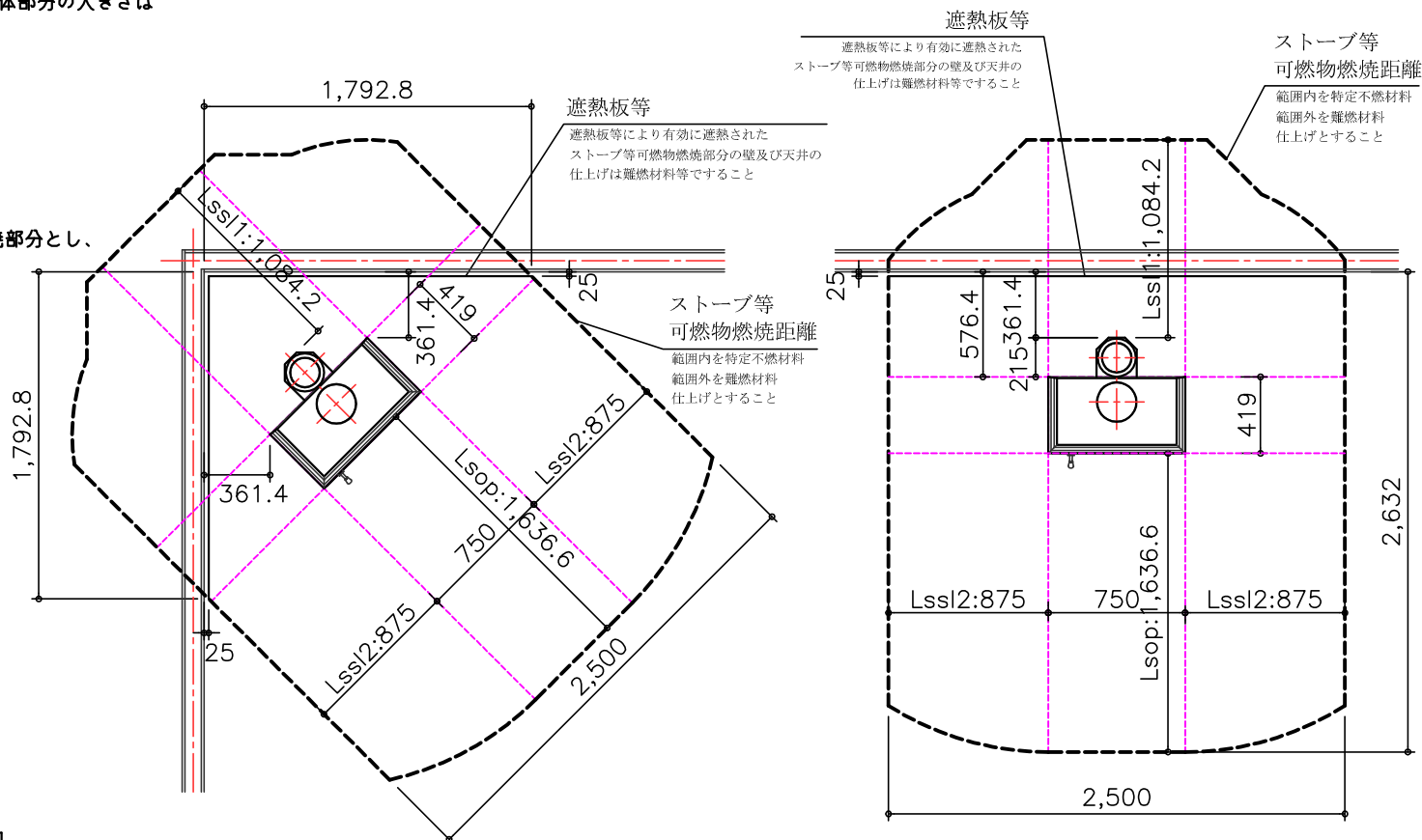
ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3が30cm未満の場合は、30cm以上とする

上記より、NESTOR MARTIN H43 B-TOP の場合

背面方向: $Lssl1 \times 1/3 = 108.42/3 = 36.14(\text{cm})$

側面方向: $Lssl2 \times 1/3 = 87.50/3 = 29.17(\text{cm})$

* 30cm未満であるため、30cm以上とする



方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離		遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm
正面	Av1	4650.00	ガラス	Lsop	1636.6
背面	Av1	4650.00	鋳物	Lssl1	1084.2
側面	Av2	3028.57	鋳物	Lssl2	875.0
上面	Ah	3518.20	鋳物	Hs	1236.6



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名

薪ストーブ工事

縮尺

1/40

縮小

2023年7月28日

図面名

H43 B-TOP 国土交通省225号に基づく
ストーブ等可燃物燃焼距離概念図

縮小

縮小

縮小

縮小

縮小

縮小

縮小

縮小

縮小

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼垂直距離

$$H_s = 0.0106 \{ 1 + 10000 / (A_h + 800) \} A_h$$

Hs: ストーブ等可燃物燃焼垂直距離 (cm)

Ah: ストーブ等の水平投影面積 (cm²)

NESTOR MARTIN H43 B-TOP の足を含まない本体部分の大きさは

縦 62.0cm 横 75.0cm 奥行 41.9cm

また B-TOP ユニット部の水平投影面積を 473.0cm² とする。

$$A_h = 75.0 \times 41.9 + 473.0 = 3615.50 (\text{cm}^2)$$

これより

$$H_s = 0.0106 \{ 1 + 10000 / (3615.50 + 800) \} 3615.50$$

$$= 125.13 (\text{cm})$$

・ストーブ等可燃物燃焼基準距離

$$D_s = \{ (H_s - h) / (H_s) \} L_s$$

Ds: ストーブ等可燃物燃焼基準距離 (cm)

Hs: ストーブ等可燃物燃焼垂直距離 (cm)

h: ストーブ等の表面の各点から軌道上の各点までの垂直距離 (cm)

Ls: ストーブ等可燃物燃焼水平距離 (cm)

前面方向 Lsop
背面方向 Lssl1
側面方向 Lssl2 とする

ストーブ等の前面 $D_s = \{ (H_s - h) / (H_s) \} L_{sop}$
$$= \{ (125.13 - h) / (125.13) \} 163.66$$

ストーブ等の背面 $D_s = \{ (H_s - h) / (H_s) \} L_{ssl1}$
$$= \{ (125.13 - h) / (125.13) \} 108.42$$

ストーブ等の側面 $D_s = \{ (H_s - h) / (H_s) \} L_{ssl2}$
$$= \{ (125.13 - h) / (125.13) \} 87.50$$

変数 h はストーブ等の上面よりの高さであり、最大 Ds は h=0 の時となる

Hs、Ds 内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、

ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げること

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維強化セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維強化ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・レッキ
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用厚紙の厚さが0.6mm以下のものに限り。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)-(ii) ストーブ等と遮熱板等との距離は 42.5cm 以上

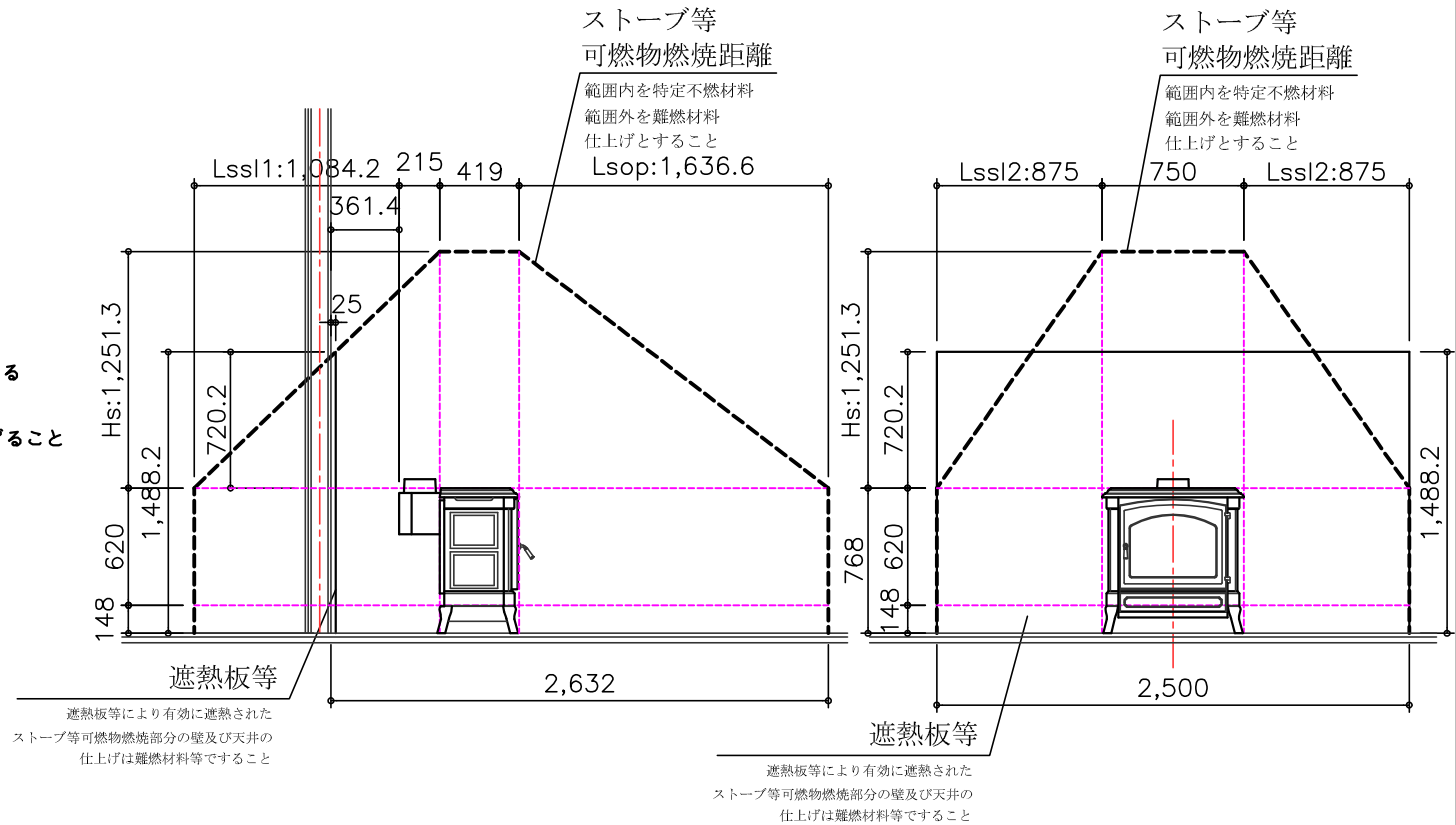
ストーブ等可燃物燃焼部分の天井と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

(3) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に面する部分との距離は
ストーブ等可燃物燃焼垂直距離の1/2以上とする

ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/2が45cm未満の場合は、45cm以上とする

上記より、NESTOR MARTIN H43 B-TOP の場合

天井面方向: $H_s \times 1/2 = 125.13/2 = 62.57 (\text{cm})$



方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離		遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm
正面	Av1	4650.00	ガラス	Lsop	1636.6
背面	Av1	4650.00	鋳物	Lssl1	1084.2
側面	Av2	3028.57	鋳物	Lssl2	875.0
上面	Ah	3615.50	鋳物	Hs	1251.3



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事			縮尺	1/40		編者	2023年7月28日	
図面名	H43 B-TOP 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図			図面	設計	校核	舟木	図番	2/2

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・室内に設置するストーブ等は、1秒間当たりの発熱量が18KW以下のものに限る。
NESTOR MARTIN M43 における最大出力は 12,040Kcal/h であり、これを1秒間当たりの発熱量に換算すると 13.97KW となる。

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼水平距離

$Lsop=2.40\sqrt{Av}$ (開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合)
 $Lssl=1.59\sqrt{Av}$

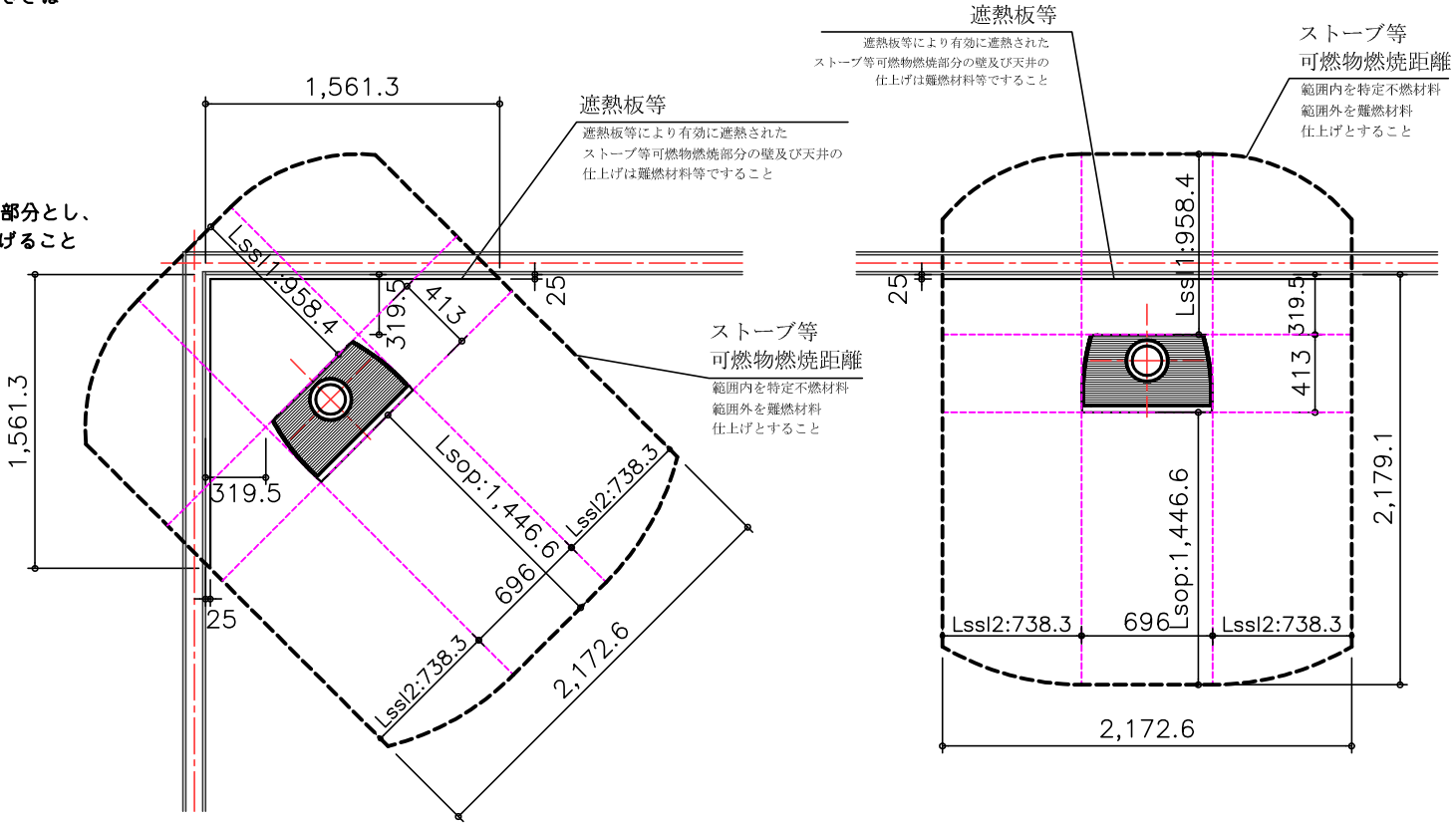
$Lsop$:ストーブ等開口部がある面からのストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)
 $Lssl1$:ストーブ等開口部がある面以外で背面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)
 $Lssl2$:ストーブ等開口部がある面以外で側面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)
 $Av1$:ストーブ等の正面及び背面方向の鉛直投影面積(cm²)
 $Av2$:ストーブ等の側面方向の鉛直投影面積(cm²)

とすると、NESTOR MARTIN M43 の足を含まない本体部分の大きさは
縦52.2cm 横69.6cm 奥行41.3cm なので
 $Av1=69.6 \times 52.2 = 3633.12(cm^2)$
 $Av2=41.3 \times 52.2 = 2155.86(cm^2)$

これより
 $Lsop=2.40\sqrt{3633.12} = 144.66 (cm)$
 $Lssl1=1.59\sqrt{3633.12} = 95.84 (cm)$
 $Lssl2=1.59\sqrt{2155.86} = 73.83 (cm)$
 $Lsop$ 、 $Lssl1$ 、 $Lssl2$ 内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、
ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げること

特定不燃材料	
平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号) 第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料	
・コンクリート	
・れんが	
・陶磁器質タイル	
・繊維強化セメント板	
・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板	
・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板	
・鉄鋼	
・金属板	
・モルタル	
・しっくい	
・石	
・厚さが12mm以上のせっこうボード (ボード用厚紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)	
・ロックウール	
・グラスウール板	

- ・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離
- (1)-(i) ストーブ等と遮熱板等との距離は 27.5cm 以上
ストーブ等可燃物燃焼部分の壁と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上
- (2) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分との距離は ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3以上とする
ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3が30cm未満の場合は、30cm以上とする
- 上記より、NESTOR MARTIN M43 の場合
背面方向: $Lssl1 \times 1/3 = 95.84/3 = 31.95 (cm)$
側面方向: $Lssl2 \times 1/3 = 73.83/3 = 24.61 (cm)$
* 30cm未満であるため、30cm以上とする



方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離		遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm
正面	Av1	3633.12	ガラス	Lsop	1446.6
背面	Av1	3633.12	鋳物	Lssl1	958.4
側面	Av2	2155.86	鋳物	Lssl2	738.3
上面	Ah	2874.48	鋳物	Hs	1133.8



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事	縮尺	1/40	図番	2023年7月28日
図面名	M43 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図	製図		舟木	1/2

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼垂直距離

$$H_s = 0.0106\{1 + 10000 / (A_h + 800)\} A_h$$

Hs: ストーブ等可燃物燃焼垂直距離 (cm)

Ah: ストーブ等の水平投影面積 (cm²)

NESTOR MARTIN M43 の足を含まない本体部分の大きさは
縦52.2cm 横69.6cm 奥行41.3cm なので

$$A_h = 69.6 \times 41.3 = 2874.48 (\text{cm}^2)$$

これより

$$H_s = 0.0106\{1 + 10000 / (2874.48 + 800)\} 2874.48$$
$$= 113.38 (\text{cm})$$

・ストーブ等可燃物燃焼基準距離

$$D_s = \{(H_s - h) / (H_s)\} L_s$$

Ds: ストーブ等可燃物燃焼基準距離 (cm)

Hs: ストーブ等可燃物燃焼垂直距離 (cm)

h: ストーブ等の表面の各点から軌道上の各点までの垂直距離 (cm)

Ls: ストーブ等可燃物燃焼水平距離 (cm)

前面方向 Lsop
背面方向 Lssl1
側面方向 Lssl2 とする

ストーブ等の前面 $D_s = \{(H_s - h) / (H_s)\} L_{sop}$
$$= \{(113.38 - h) / (113.38)\} 144.66$$

ストーブ等の背面 $D_s = \{(H_s - h) / (H_s)\} L_{ssl1}$
$$= \{(113.38 - h) / (113.38)\} 95.84$$

ストーブ等の側面 $D_s = \{(H_s - h) / (H_s)\} L_{ssl2}$
$$= \{(113.38 - h) / (113.38)\} 73.83$$

変数hはストーブ等の上面よりの高さであり、最大Dsはh=0の時となる

Hs、Ds内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、
ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げること

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に
面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)ー(ii) ストーブ等と遮熱板等との距離は 42.5cm 以上

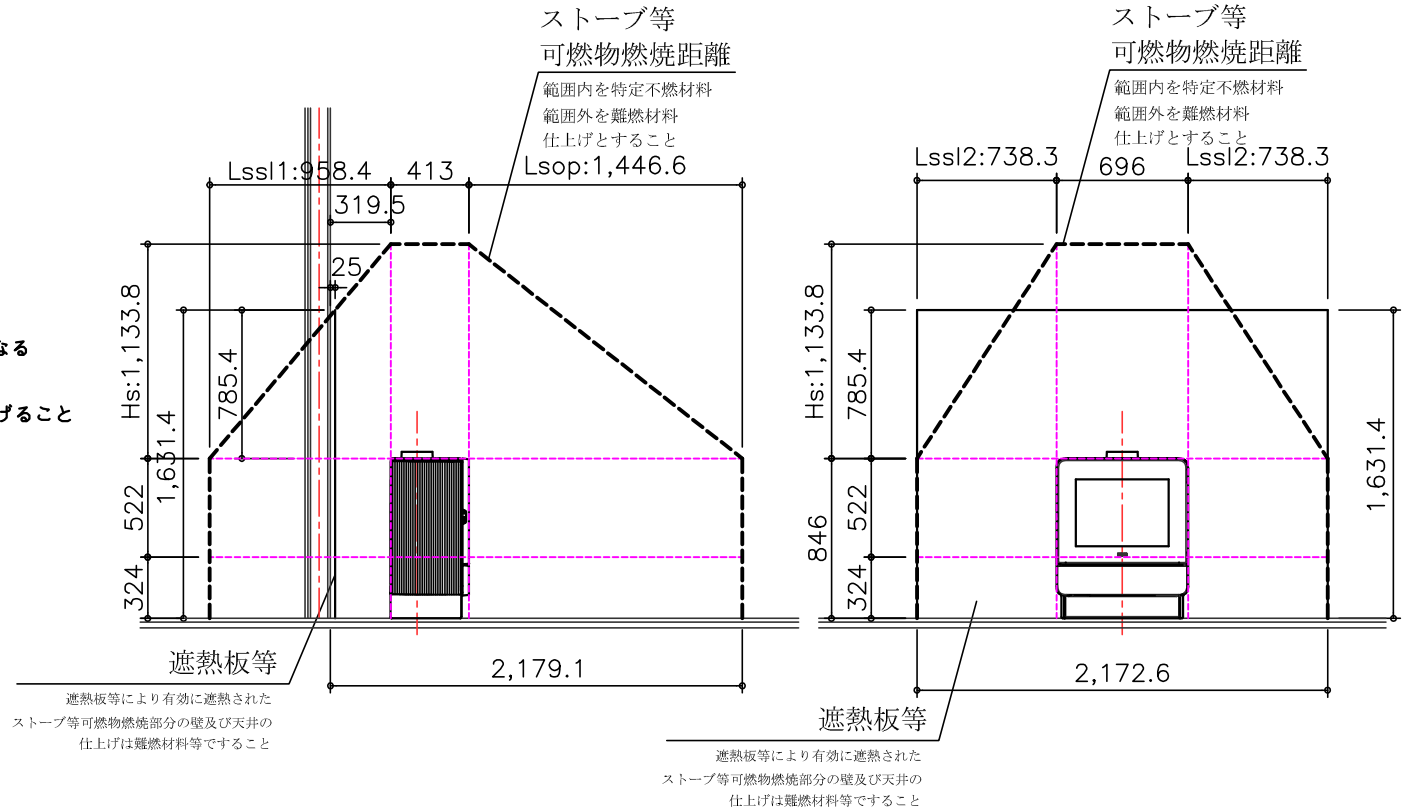
ストーブ等可燃物燃焼部分の天井と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

(3) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に面する部分との距離は
ストーブ等可燃物燃焼垂直距離の1/2以上とする

ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/2が45cm未満の場合は、45cm以上とする

上記より、NESTOR MARTIN M43 の場合

天井面方向: $H_s \times 1/2 = 113.38/2 = 56.69 (\text{cm})$



方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離			遮熱板設置時
	記号	cm ²	材質	記号	mm	最小距離 mm
正面	Av1	3633.12	ガラス	Lsop	1446.6	—
背面	Av1	3633.12	鋳物	Lssl1	958.4	319.5
側面	Av2	2155.86	鋳物	Lssl2	738.3	300.0
上面	Ah	2874.48	鋳物	Hs	1133.8	566.9



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名

薪ストーブ工事

図面名

M43 国土交通省225号に基づく
ストーブ等可燃物燃焼距離概念図

縮尺

1/40

縮尺

縮尺

縮尺

縮尺

縮尺

縮尺

2023年7月28日

舟木

2/2

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・室内に設置するストーブ等は、1秒間当たりの発熱量が18KW以下のものに限る。
NESTOR MARTIN M43 B-TOP における最大出力は 12,040Kcal/h であり、これを1秒間当たりの発熱量に換算すると 13.79KW となる。

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼水平距離

$$Lsop=2.40\sqrt{Av}$$
 (開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合)

$$Lssl=1.59\sqrt{Av}$$

Lsop:ストーブ等開口部がある面からのストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Lssl1:ストーブ等開口部がある面以外で背面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Lssl2:ストーブ等開口部がある面以外で側面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Av1:ストーブ等の正面及び背面方向の鉛直投影面積(cm²)

Av2:ストーブ等の側面方向の鉛直投影面積(cm²)

とすると、NESTOR MARTIN M43B-TOP の足を含まない本体部分の大きさは
縦52.2cm 横69.6cm 奥行41.3cm

またB-TOPユニット部の鉛直投影面積を426.37cm²とする。

$$Av1=69.6\times52.2=3633.12(\text{cm}^2)$$

$$Av2=41.3\times52.2+426.37=2582.23(\text{cm}^2)$$

これより

$$Lsop=2.40\sqrt{3633.12}=144.66(\text{cm})$$

$$Lssl1=1.59\sqrt{3633.12}=95.84(\text{cm})$$

$$Lssl2=1.59\sqrt{2582.23}=80.80(\text{cm})$$

Lsop、Lssl1、Lssl2内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、

ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、

外部を難燃材料等で仕上げること

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)-(i) ストーブ等と遮熱板等との距離は 27.5cm 以上

ストーブ等可燃物燃焼部分の壁と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

(2) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分との距離は

ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3以上とする

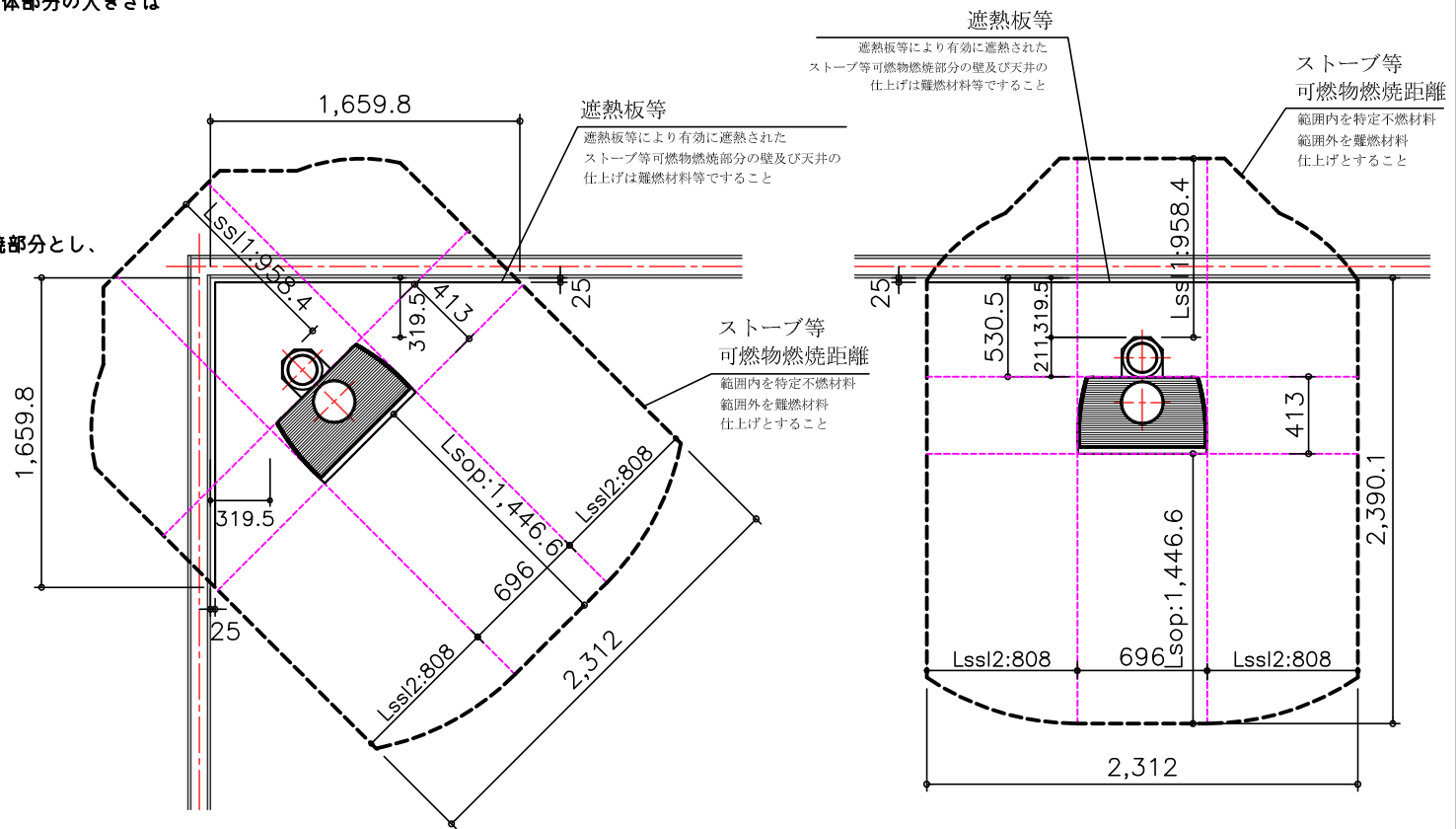
ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3が30cm未満の場合は、30cm以上とする

上記より、NESTOR MARTIN M43 B-TOP の場合

背面方向:Lssl1 X 1/3 = 95.84/3 = 31.95 (cm)

側面方向:Lssl2 X 1/3 = 80.80/3 = 26.93 (cm)

* 30cm未満であるため、30cm以上とする



方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離		遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm
正面	Av1	3633.12	ガラス	Lsop	1446.6
背面	Av1	3633.12	鋳物	Lssl1	958.4
側面	Av2	2582.23	鋳物	Lssl2	808.0
上面	Ah	3338.68	鋳物	Hs	1208.9



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事			縮尺	1/40		縮画	2023年7月28日	
図面名	M43 B-TOP 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図			図面 番号	設計	監査	舟木	図 番	1/2

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼垂直距離

$$Hs=0.0106\{1+10000/(Ah+800)\}Ah$$

Hs:ストーブ等可燃物燃焼垂直距離(cm)

Ah:ストーブ等の水平投影面積(cm²)

NESTOR MARTIN M43 B-TOP の足を含まない本体部分の大きさは

縦52.2cm 横69.6cm 奥行41.3cm

またB-TOPユニット部の水平投影面積を464.2cm²とする。

$$Ah=69.6 \times 41.3 + 464.2 = 3338.68(\text{cm}^2)$$

これより

$$Hs=0.0106\{1+10000/(3338.68+800)\}3338.68$$
$$=120.89(\text{cm})$$

・ストーブ等可燃物燃焼基準距離

$$Ds=\{(Hs-h)/(Hs)\}Ls$$

Ds:ストーブ等可燃物燃焼基準距離(cm)

Hs:ストーブ等可燃物燃焼垂直距離(cm)

h:ストーブ等の表面の各点から軌道上の各点までの垂直距離(cm)

Ls:ストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

前面方向 Lsop
背面方向 Lssl1
側面方向 Lssl2 とする

ストーブ等の前面Ds= $\{(Hs-h)/(Hs)\}Lsop$
 $=\{(120.89-h)/(120.89)\}144.66$

ストーブ等の背面Ds= $\{(Hs-h)/(Hs)\}Lssl1$
 $=\{(120.89-h)/(120.89)\}95.84$

ストーブ等の側面Ds= $\{(Hs-h)/(Hs)\}Lssl2$
 $=\{(120.89-h)/(120.89)\}80.80$

変数hはストーブ等の上面よりの高さであり、最大Dsはh=0の時となる

Hs、Ds内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、

ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げること

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維強化セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維強化ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・レッキ
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用厚紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に

面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)-(ii) ストーブ等と遮熱板等との距離は 42.5cm 以上

ストーブ等可燃物燃焼部分の天井と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

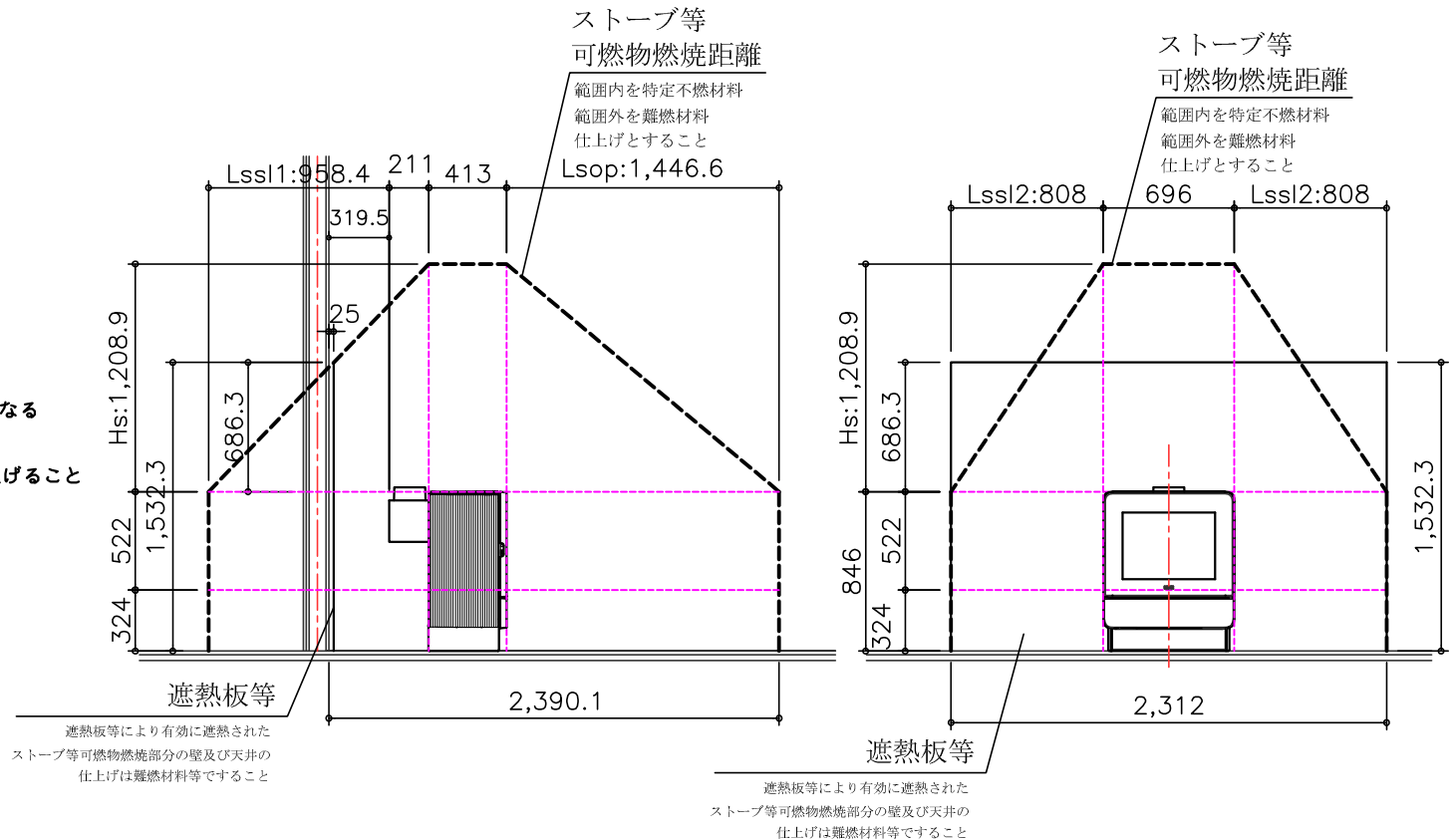
(3) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に面する部分との距離は

ストーブ等可燃物燃焼垂直距離の1/2以上とする

ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/2が45cm未満の場合は、45cm以上とする

上記より、NESTOR MARTIN M43 B-TOP の場合

天井面方向: $Hs \times 1/2 = 120.89/2 = 60.45(\text{cm})$



方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離		遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm
正面	Av1	3633.12	ガラス	Lsop	1446.6
背面	Av1	3633.12	銅物	Lssl1	958.4
側面	Av2	2582.23	銅物	Lssl2	808.0
上面	Ah	3338.68	銅物	Hs	1208.9



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事		縮尺	1/40		編者	舟木		2023年7月28日
図面名	M43 B-TOP 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図		図例	設計	監理	図番	2/2		

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・室内に設置するストーブ等は、1秒間当たりの発熱量が18KW以下のものに限る。
NESTOR MARTIN C33 における最大出力は 10,320Kcal/h であり、これを1秒間当たりの発熱量に換算すると 11.19KW となる。

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼水平距離

$Lsop=2.40\sqrt{Av}$ (開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合)
 $Lssl=1.59\sqrt{Av}$

$Lsop$:ストーブ等開口部がある面からのストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)
 $Lssl1$:ストーブ等開口部がある面以外で背面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)
 $Lssl2$:ストーブ等開口部がある面以外で側面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)
 $Av1$:ストーブ等の正面及び背面方向の鉛直投影面積(cm^2)
 $Av2$:ストーブ等の側面方向の鉛直投影面積(cm^2)

とすると、NESTOR MARTIN C33 の足を含まない本体部分の大きさは
縦57.0cm 横58.26cm 奥行40.5cm なので
 $Av1=58.26 \times 57.0 = 3320.82(cm^2)$
 $Av2=40.5 \times 57.0 = 2308.50(cm^2)$

これより
 $Lsop=2.40\sqrt{3320.82} = 138.30 (cm)$
 $Lssl1=1.59\sqrt{3320.82} = 91.63 (cm)$
 $Lssl2=1.59\sqrt{2308.50} = 76.39 (cm)$
 $Lsop$ 、 $Lssl1$ 、 $Lssl2$ 内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げる

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)-(i)ストーブ等と遮熱板等との距離は 27.5cm 以上
ストーブ等可燃物燃焼部分の壁と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

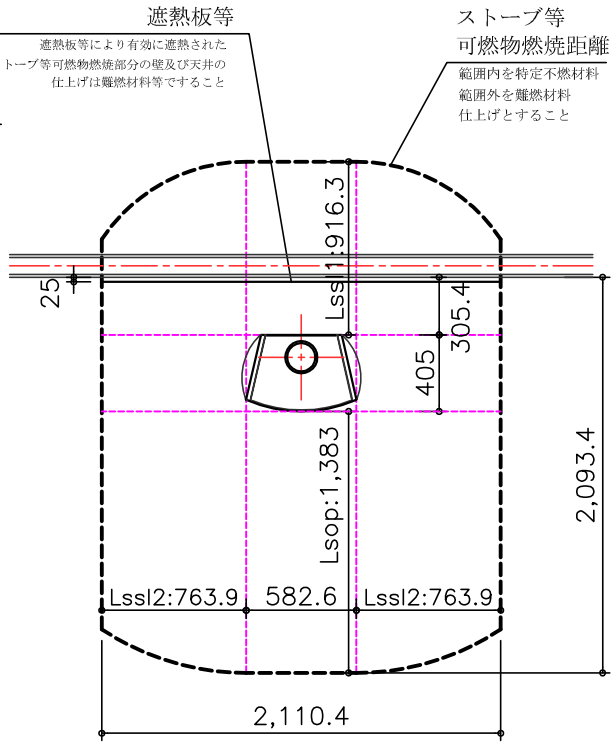
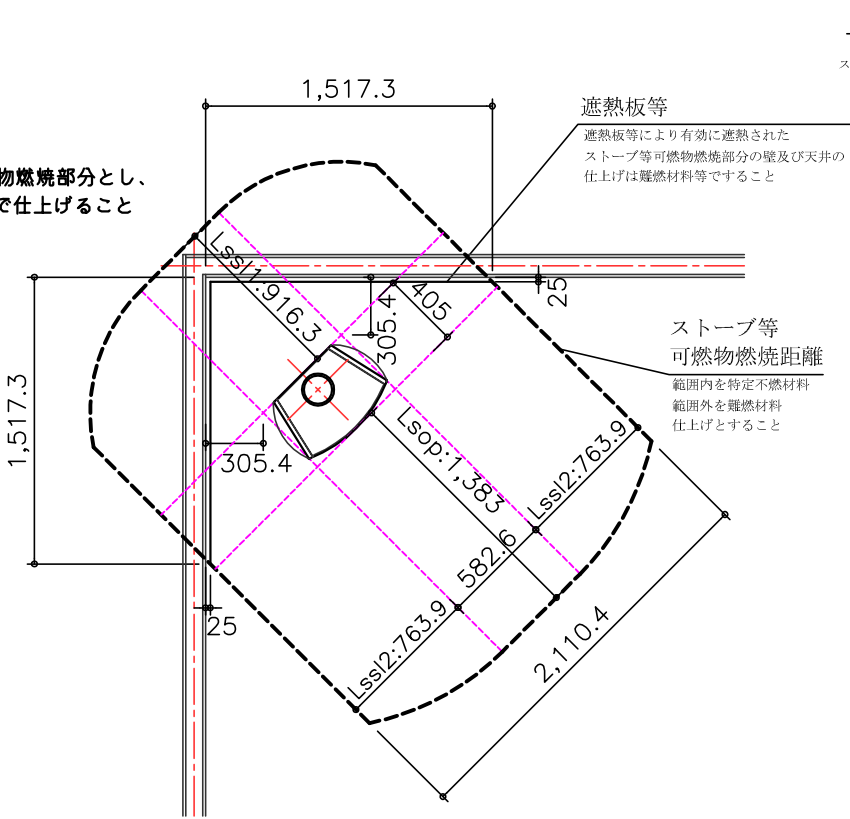
(2) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分との距離はストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3以上とする
ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3が30cm未満の場合は、30cm以上とする

上記より、NESTOR MARTIN C33 の場合
背面方向: $Lssl1 \times 1/3 = 91.63/3 = 30.54 (cm)$
側面方向: $Lssl2 \times 1/3 = 76.39/3 = 25.46 (cm)$
* 30cm未満であるため、30cm以上とする

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号) 第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用厚紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板



方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離		遮熱板設置時	
	記号	cm ²	材質	記号	mm	最小距離 mm
正面	Av1	3320.82	ガラス	Lsop	1383.0	—
背面	Av1	3320.82	鋳物	Lssl1	916.3	305.4
側面	Av2	2308.50	鋳物	Lssl2	763.9	300.0
上面	Ah	2359.53	鋳物	Hs	1041.7	520.9

株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事			縮尺	1/40		縮小	2023年7月28日	
図面名	C33 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図			縮小	縮小	縮小	舟木	縮小	1/2

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼垂直距離

$$H_s = 0.0106 \{ 1 + 10000 / (A_h + 800) \} A_h$$

Hs: ストーブ等可燃物燃焼垂直距離 (cm)

Ah: ストーブ等の水平投影面積 (cm²)

NESTOR MARTIN C33 の足を含まない本体部分の大きさは
縦57.0cm 横58.26cm 奥行40.5cm なので

$$A_h = 58.26 \times 40.5 = 2359.53 (\text{cm}^2)$$

これより

$$H_s = 0.0106 \{ 1 + 10000 / (2359.53 + 800) \} 2359.53$$

$$= 104.17 (\text{cm})$$

・ストーブ等可燃物燃焼基準距離

$$D_s = \{ (H_s - h) / (H_s) \} L_s$$

Ds: ストーブ等可燃物燃焼基準距離 (cm)

Hs: ストーブ等可燃物燃焼垂直距離 (cm)

h: ストーブ等の表面の各点から軌道上の各点までの垂直距離 (cm)

Ls: ストーブ等可燃物燃焼水平距離 (cm)

前面方向 Lsop
背面方向 Lssl1
側面方向 Lssl2 とする

ストーブ等の前面 $D_s = \{ (H_s - h) / (H_s) \} L_{sop}$
$$= \{ (104.17 - h) / (104.17) \} 138.3$$

ストーブ等の背面 $D_s = \{ (H_s - h) / (H_s) \} L_{ssl1}$
$$= \{ (104.17 - h) / (104.17) \} 91.63$$

ストーブ等の側面 $D_s = \{ (H_s - h) / (H_s) \} L_{ssl2}$
$$= \{ (104.17 - h) / (104.17) \} 76.39$$

変数hはストーブ等の上面よりの高さであり、最大Dsはh=0の時となる

Hs、Ds内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、
ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げること

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に
面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)ー(ii) ストーブ等と遮熱板等との距離は 42.5cm 以上

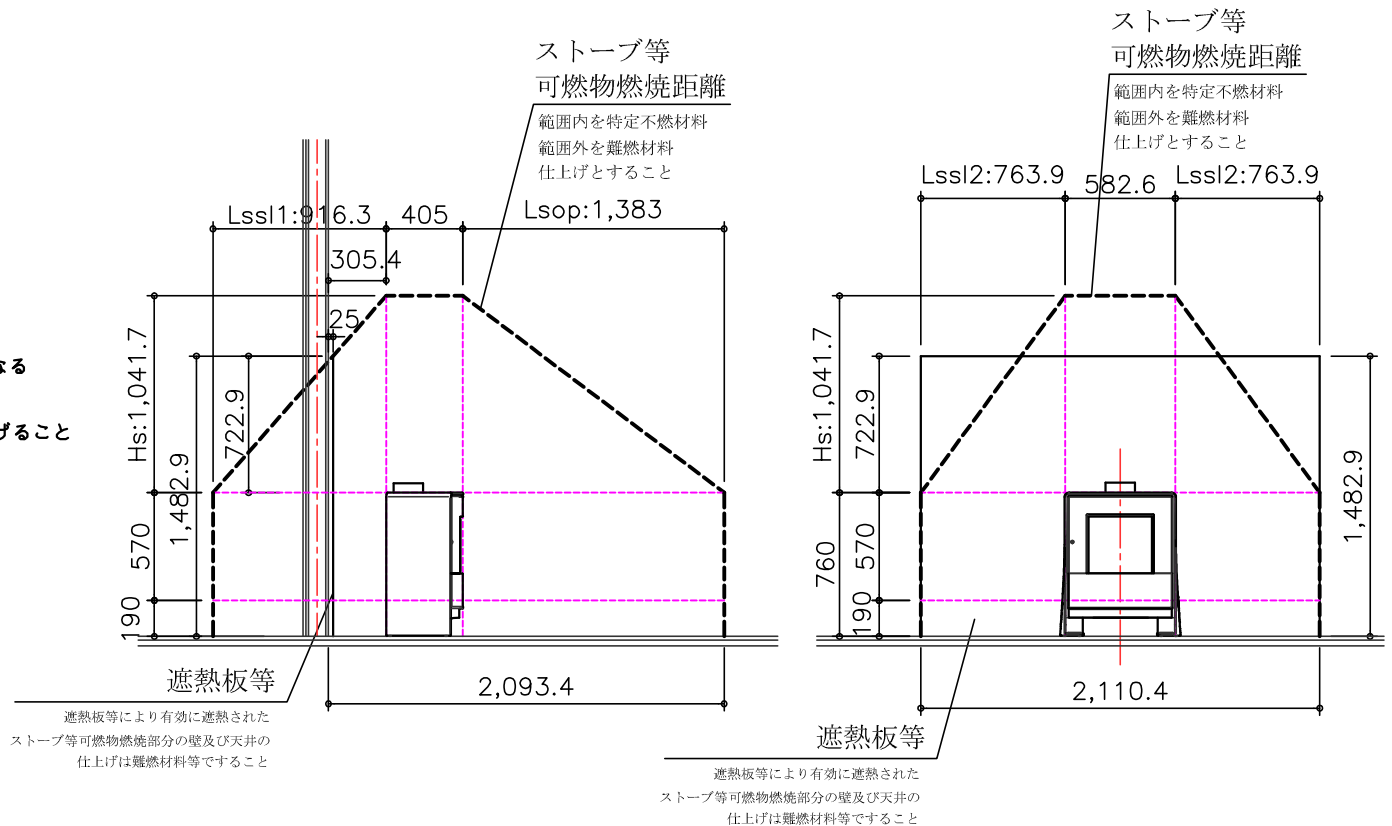
ストーブ等可燃物燃焼部分の天井と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

(3) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に面する部分との距離は
ストーブ等可燃物燃焼垂直距離の1/2以上とする

ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/2が45cm未満の場合は、45cm以上とする

上記より、NESTOR MARTIN C33 の場合

天井面方向: $H_s \times 1/2 = 104.17/2 = 52.09 (\text{cm})$



方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離		遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm
正面	Av1	3320.82	ガラス	Lsop	1383.0
背面	Av1	3320.82	鋳物	Lssl1	916.3
側面	Av2	2308.50	鋳物	Lssl2	763.9
上面	Ah	2359.53	鋳物	Hs	1041.7



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事		縮尺	1/40		編者	舟木		2023年7月28日
図面名	C33 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図		図面	設計	校核	監修	2/2		

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・室内に設置するストーブ等は、1秒間当たりの発熱量が18KW以下のものに限る。
NESTOR MARTIN MQ33 における最大出力は 10,320Kcal/h であり、
これを1秒間当たりの発熱量に換算すると 11.19KW となる。

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼水平距離

$Lsop=2.40\sqrt{Av}$ (開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合)

$Lssl=1.59\sqrt{Av}$

Lsop:ストーブ等開口部がある面からのストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Lssl1:ストーブ等開口部がある面以外で背面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Lssl2:ストーブ等開口部がある面以外で側面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Av1:ストーブ等の正面及び背面方向の鉛直投影面積(cm²)

Av2:ストーブ等の側面方向の鉛直投影面積(cm²)

とすると、NESTOR MARTIN MQ33 の足を含まない本体部分の大きさは
縦50.00cm 横61.20cm 奥行45.70cm なので

$Av1=61.20 \times 50.00 = 3060.00(\text{cm}^2)$

$Av2=45.70 \times 50.00 = 2285.00(\text{cm}^2)$

これより

$Lsop=2.40\sqrt{3060.00} = 132.76(\text{cm})$

$Lssl1=1.59\sqrt{3060.00} = 87.95(\text{cm})$

$Lssl2=1.59\sqrt{2285.00} = 76.00(\text{cm})$

Lsop、Lssl1、Lssl2内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、
ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げる

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に
面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)-(i)ストーブ等と遮熱板等との距離は 27.5cm 以上

ストーブ等可燃物燃焼部分の壁と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

(2) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分との距離は
ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3以上とする

ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3が30cm未満の場合は、30cm以上とする

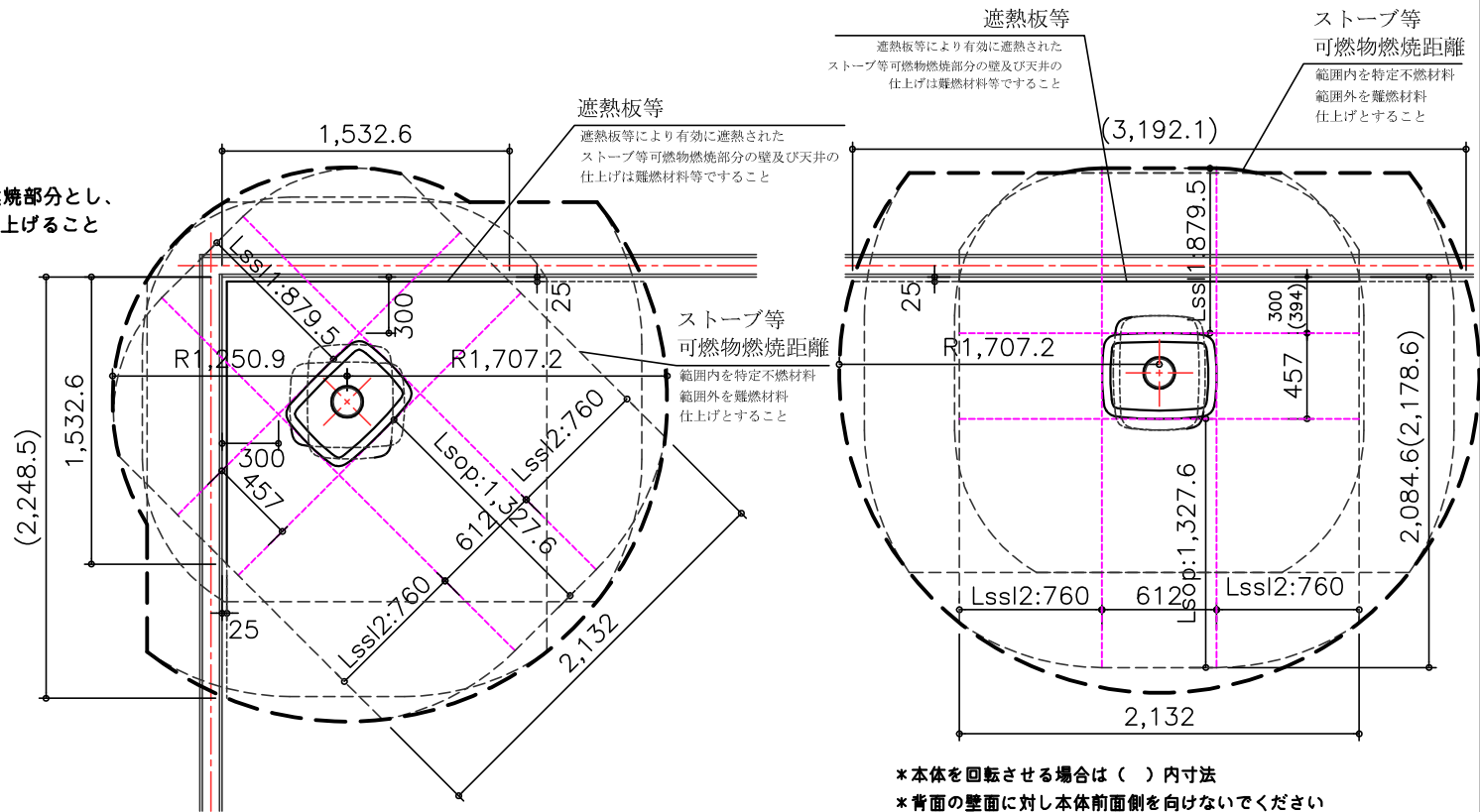
上記より、NESTOR MARTIN MQ33 の場合

背面方向: $Lssl1 \times 1/3 = 87.95/3 = 29.31(\text{cm})$

* 30cm未満であるため、30cm以上とする

側面方向: $Lssl2 \times 1/3 = 76.00/3 = 25.33(\text{cm})$

* 30cm未満であるため、30cm以上とする



- * 本体を回転させる場合は () 内寸法
- * 背面の壁面に対し本体前面側を向けないでください
- * 図中最外線の太い破線が移動する可燃物燃焼範囲の軌跡となります

方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離		遮熱板設置時	
	記号	cm ²	材質	記号	mm	最小距離 mm
正面	Av1	3060.00	ガラス	Lsop	1327.6	—
背面	Av1	3060.00	鋳物	Lssl1	879.5	300.0
側面	Av2	2285.00	鋳物	Lssl2	760.0	300.0
上面	Ah	2796.84	鋳物	Hs	1120.6	560.3



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事			縮尺	1/40		縮画	2023年7月28日	
図面名	MQ33 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図			縮尺	縮画	縮画	舟木	縮画	1/2

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼垂直距離

$$H_s=0.0106\{1+10000/(Ah+800)\}Ah$$

Hs:ストーブ等可燃物燃焼垂直距離(cm)

Ah:ストーブ等の水平投影面積(cm²)

NESTOR MARTIN MQ33 の足を含まない本体部分の大きさは
縦50.00cm 横61.20cm 奥行45.70cm なので

$$Ah=61.20 \times 45.70 = 2796.84(\text{cm}^2)$$

これより

$$H_s=0.0106\{1+10000/(2796.84+800)\}2796.84$$
$$=112.06 \text{ (cm)}$$

・ストーブ等可燃物燃焼基準距離

$$D_s=\{(H_s-h)/(H_s)\}L_s$$

Ds:ストーブ等可燃物燃焼基準距離(cm)

Hs:ストーブ等可燃物燃焼垂直距離(cm)

h:ストーブ等の表面の各点から軌道上の各点までの垂直距離(cm)

Ls:ストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

前面方向 Lsop
背面方向 Lssl1
側面方向 Lssl2 とする

ストーブ等の前面Ds= $\{(H_s-h)/(H_s)\}L_{sop}$
 $=\{(112.06-h)/(112.06)\}132.76$

ストーブ等の背面Ds= $\{(H_s-h)/(H_s)\}L_{ssl1}$
 $=\{(112.06-h)/(112.06)\}87.95$

ストーブ等の側面Ds= $\{(H_s-h)/(H_s)\}L_{ssl2}$
 $=\{(112.06-h)/(112.06)\}76.00$

変数hはストーブ等の上面よりの高さであり、最大Dsはh=0の時となる

Hs、Ds内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、
ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材
外部を難燃材料等で仕上げること

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離			遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm	
正面	Av1	3060.00	ガラス	Lsop	1327.6	—
背面	Av1	3060.00	鋳物	Lssl1	879.5	300.0
側面	Av2	2285.00	鋳物	Lssl2	760.0	300.0
上面	Ah	2796.84	鋳物	Hs	1120.6	560.3

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に
面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)ー(ii) ストーブ等と遮熱板等との距離は 42.5cm 以上

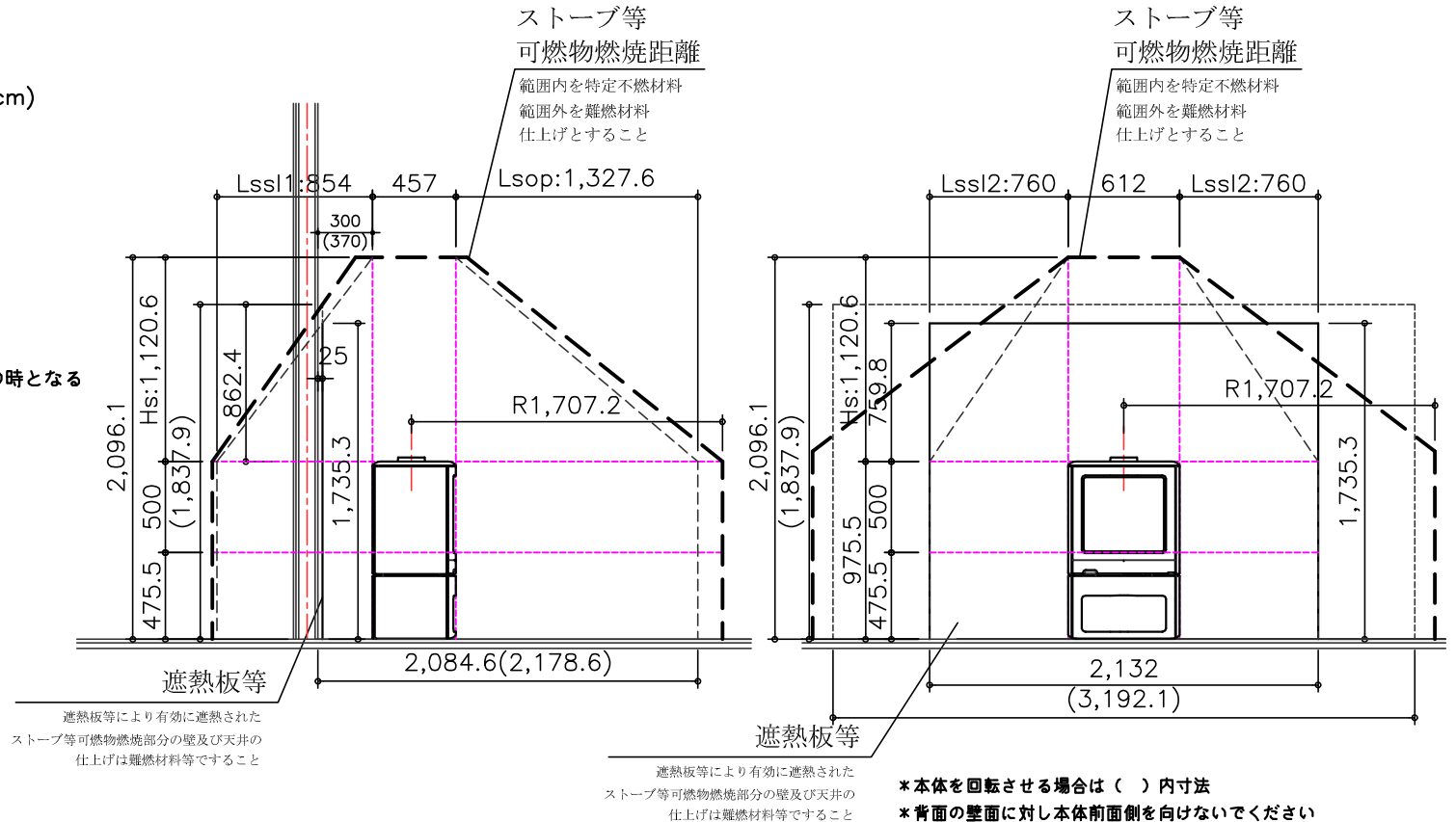
ストーブ等可燃物燃焼部分の天井と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

(3) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に面する部分との距離は
ストーブ等可燃物燃焼垂直距離の1/2以上とする

ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/2が45cm未満の場合は、45cm以上とする

上記より、NESTOR MARTIN MQ33 の場合

天井面方向 : $H_s \times 1/2 = 112.06/2 = 56.03 \text{ (cm)}$



- *本体を回転させる場合は()内寸法
- *背面の壁面に対し本体前面側を向け不要ください
- *図中最外縁の太い破線が移動する可燃物燃焼範囲の軌跡となります



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名

薪ストーブ工事

図面名

MQ33 国土交通省225号に基づく
ストーブ等可燃物燃焼距離概念図

縮尺

1/40

編
制

監
査

図
面

舟
木

日
付

2023年7月28日

2/2

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・室内に設置するストーブ等は、1秒間当たりの発熱量が18KW以下のものに限る。
NESTOR MARTIN TQ33 における最大出力は 10,320Kcal/h であり、これを1秒間当たりの発熱量に換算すると 11.19KW となる。

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼水平距離

$Lsop=2.40\sqrt{Av}$ (開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合)
 $Lssl=1.59\sqrt{Av}$

Lsop:ストーブ等開口部がある面からのストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)
Lssl1:ストーブ等開口部がある面以外で背面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)
Lssl2:ストーブ等開口部がある面以外で側面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Av1:ストーブ等の正面及び背面方向の鉛直投影面積(cm²)
Av2:ストーブ等の側面方向の鉛直投影面積(cm²)

とすると、NESTOR MARTIN TQ33 の足を含まない本体部分の大きさは
縦52.45cm 横57.6cm 奥行43.4cm なので
Av1= 57.60 X 52.45 = 3021.12(cm²)
Av2= 43.40 X 52.45 = 2276.33(cm²)

これより
 $Lsop=2.40\sqrt{3021.12} = 131.92$ (cm)
 $Lssl1=1.59\sqrt{3021.12} = 87.39$ (cm)
 $Lssl2=1.59\sqrt{2276.33} = 75.86$ (cm)

Lsop、Lssl1、Lssl2内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、
ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げること

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

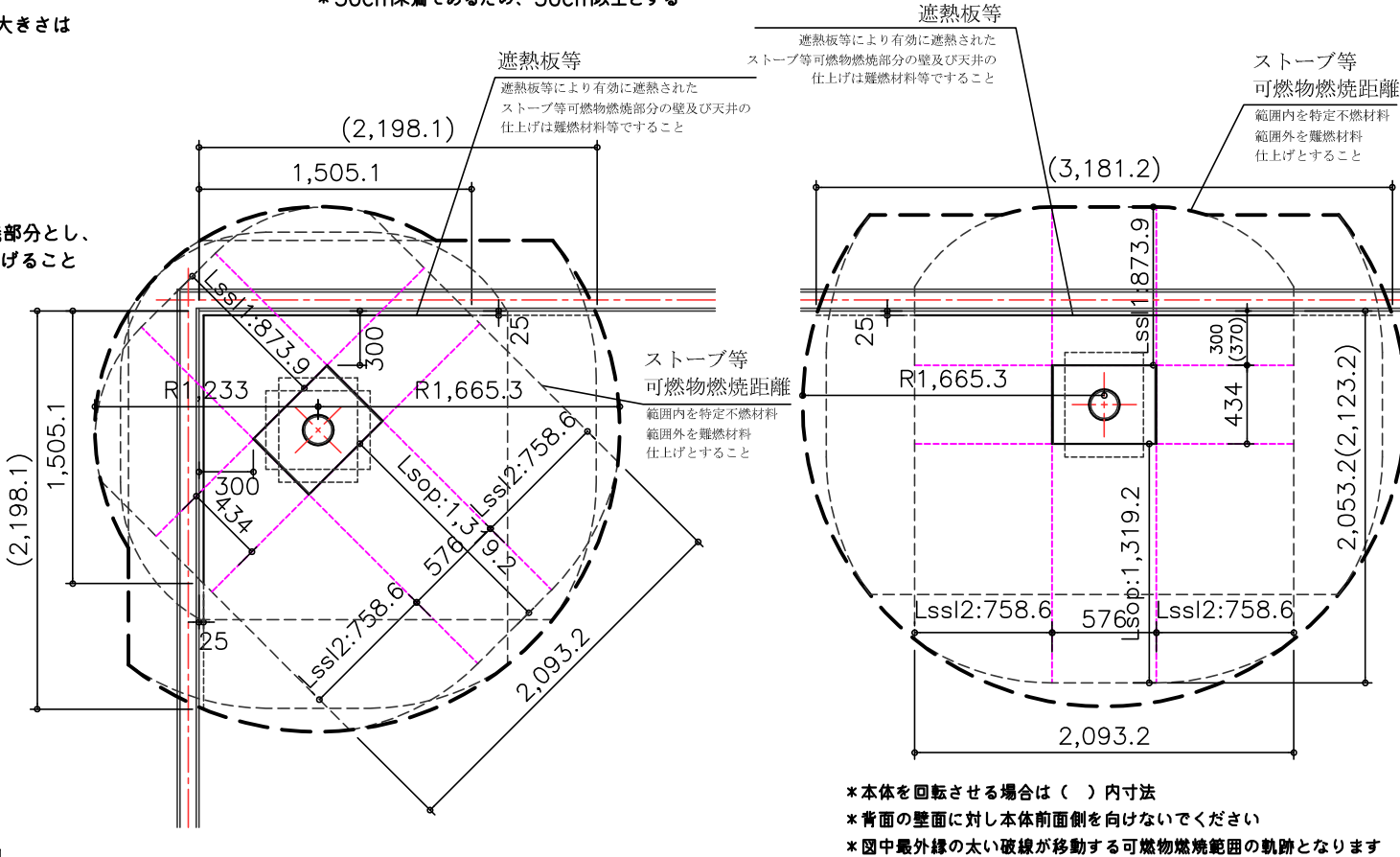
方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離		遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm
正面	Av1	3021.12	ガラス	Lsop	1319.2
背面	Av1	3021.12	銅物	Lssl1	873.9
側面	Av2	2276.33	銅物	Lssl2	758.6
上面	Ah	2499.84	銅物	Hs	1067.9

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)-(i) ストーブ等と遮熱板等との距離は 27.5cm 以上
ストーブ等可燃物燃焼部分の壁と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

(2) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分との距離は
ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3以上とする
ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3が30cm未満の場合は、30cm以上とする

上記より、NESTOR MARTIN TQ33 の場合
背面方向: $Lssl1 \times 1/3 = 94.28/3 = 29.13$ (cm)
* 30cm未満であるため、30cm以上とする
側面方向: $Lssl2 \times 1/3 = 74.04/3 = 25.29$ (cm)
* 30cm未満であるため、30cm以上とする



	株式会社 京阪エンジニアリング 〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1 Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180	工事名	薪ストーブ工事		縮尺	1/40		縮画	2023年7月28日	
		図面名	TQ33 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図		縮画		縮画	舟木	縮画	1/2

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼垂直距離

$$H_s = 0.0106 \{ 1 + 10000 / (A_h + 800) \} A_h$$

Hs: ストーブ等可燃物燃焼垂直距離 (cm)

Ah: ストーブ等の水平投影面積 (cm²)

NESTOR MARTIN TQ33 の足を含まない本体部分の大きさは
縦52.45cm 横57.6cm 奥行43.4cm なので

$$A_h = 57.6 \times 43.4 = 2499.84 (\text{cm}^2)$$

これより

$$H_s = 0.0106 \{ 1 + 10000 / (2499.84 + 800) \} 2499.84$$
$$= 106.79 (\text{cm})$$

・ストーブ等可燃物燃焼基準距離

$$D_s = \{ (H_s - h) / (H_s) \} L_s$$

Ds: ストーブ等可燃物燃焼基準距離 (cm)

Hs: ストーブ等可燃物燃焼垂直距離 (cm)

h: ストーブ等の表面の各点から軌道上の各点までの垂直距離 (cm)

Ls: ストーブ等可燃物燃焼水平距離 (cm)

前面方向 Lsop
背面方向 Lssl1
側面方向 Lssl2 とする

ストーブ等の前面 $D_s = \{ (H_s - h) / (H_s) \} L_{sop}$
 $= \{ (106.79 - h) / (106.79) \} 131.92$

ストーブ等の背面 $D_s = \{ (H_s - h) / (H_s) \} L_{ssl1}$
 $= \{ (106.79 - h) / (106.79) \} 87.39$

ストーブ等の側面 $D_s = \{ (H_s - h) / (H_s) \} L_{ssl2}$
 $= \{ (106.79 - h) / (106.79) \} 75.86$

変数hはストーブ等の上面よりの高さであり、最大Dsはh=0の時となる

Hs、Ds内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、
ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材
外部を難燃材料等で仕上げること

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離		遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm
正面	Av1	3021.12	ガラス	Lsop	1319.2
背面	Av1	3021.12	鋳物	Lssl1	873.9
側面	Av2	2276.33	鋳物	Lssl2	758.6
上面	Ah	2499.84	鋳物	Hs	1067.9

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に
面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)-(ii) ストーブ等と遮熱板等との距離は 42.5cm 以上

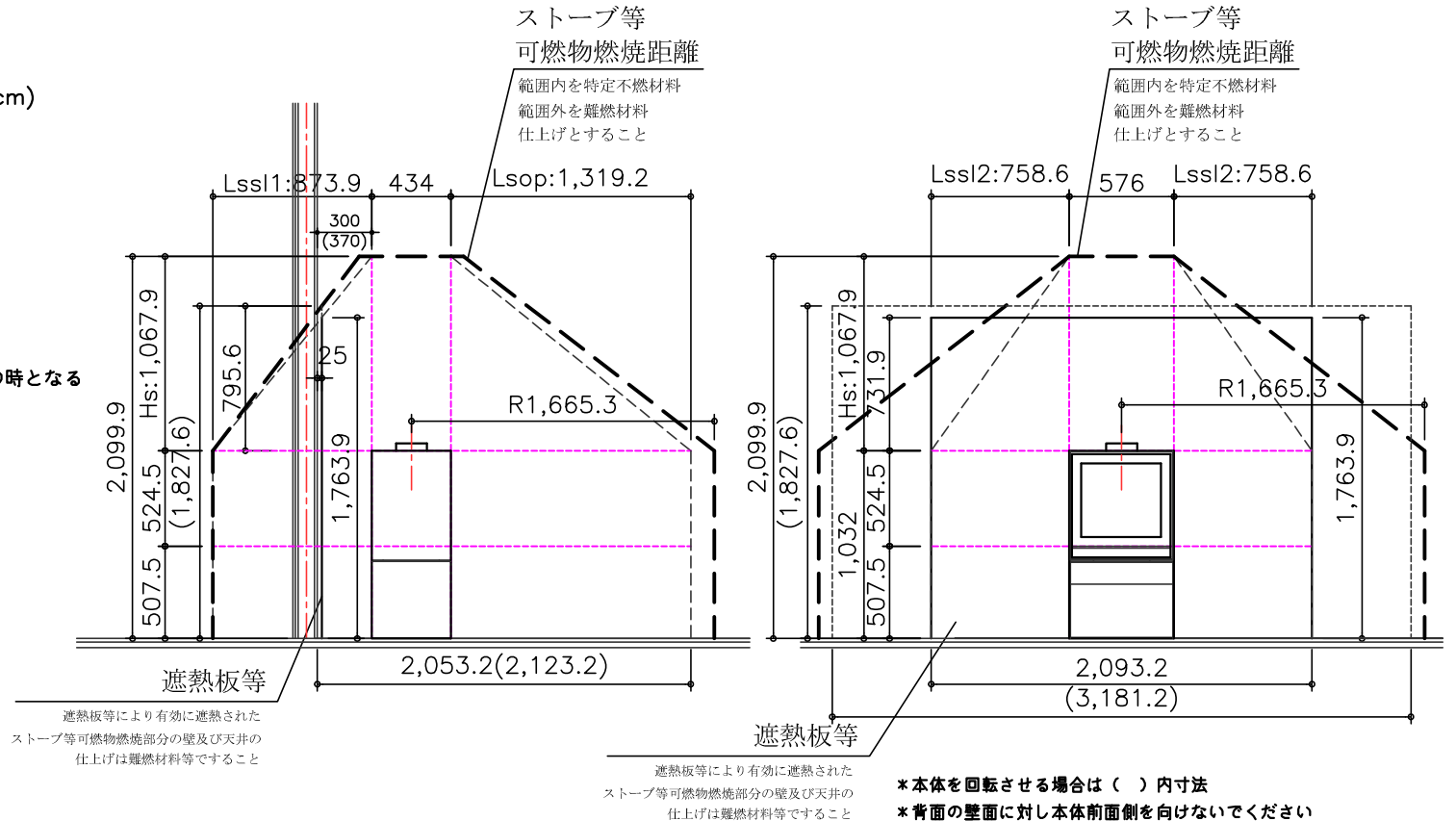
ストーブ等可燃物燃焼部分の天井と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

(3) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に面する部分との距離は
ストーブ等可燃物燃焼垂直距離の1/2以上とする

ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/2が45cm未満の場合は、45cm以上とする

上記より、NESTOR MARTIN TQ33 の場合

天井面方向: $H_s \times 1/2 = 106.79/2 = 53.4 (\text{cm})$



- * 本体を回転させる場合は () 内寸法
- * 背面の壁面に対し本体前面側を向けしないでください
- * 図中最外線の太い破線が移動する可燃物燃焼範囲の軌跡となります



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事			縮尺	1/40		編者	舟木		2023年7月28日
図面名	TQ33 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図			図番	設計	校核	監修	2/2		

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・室内に設置するストーブ等は、1秒間当たりの発熱量が18KW以下のものに限る。
NESTOR MARTIN TQH33 における最大出力は 12,040Kcal/h であり、
これを1秒間当たりの発熱量に換算すると 13.97KW となる。

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼水平距離

$$Lsop=2.40\sqrt{Av}$$
 (開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合)
$$Lssl=1.59\sqrt{Av}$$

Lsop1:ストーブ等の正面方向に開口部がある面からのストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Lsop2:ストーブ等の側面方向に開口部がある面からのストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Lssl1:ストーブ等開口部がある面以外で背面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Lssl2:ストーブ等開口部がある面以外で側面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Av1:ストーブ等の正面及び背面方向の鉛直投影面積(cm²)

Av2:ストーブ等の側面方向の鉛直投影面積(cm²)

とすると、NESTOR MARTIN TQH33 の足を含まない本体部分の大きさは

縦78.65cm 横57.6cm 奥行43.4cm なので

$$Av1=57.60 \times 78.65 = 4530.24(\text{cm}^2)$$

$$Av2=43.40 \times 78.65 = 3413.41(\text{cm}^2)$$

これより

$$Lsop1=2.40\sqrt{4530.24} = 161.54(\text{cm})$$

$$Lsop2=2.40\sqrt{3413.41} = 140.22(\text{cm})$$

$$Lssl1=1.59\sqrt{4530.24} = 107.02(\text{cm})$$

$$Lssl2=1.59\sqrt{3413.41} = 92.89(\text{cm})$$

Lsop1、Lsop2、Lssl1、Lssl2内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、
ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げる

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用厚紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に
面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)-(i) ストーブ等と遮熱板等との距離は 27.5cm 以上

ストーブ等可燃物燃焼部分の壁と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

(2) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分との距離は
ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3以上とする

ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3が30cm未満の場合は、30cm以上とする

上記より、NESTOR MARTIN TQH33 の場合

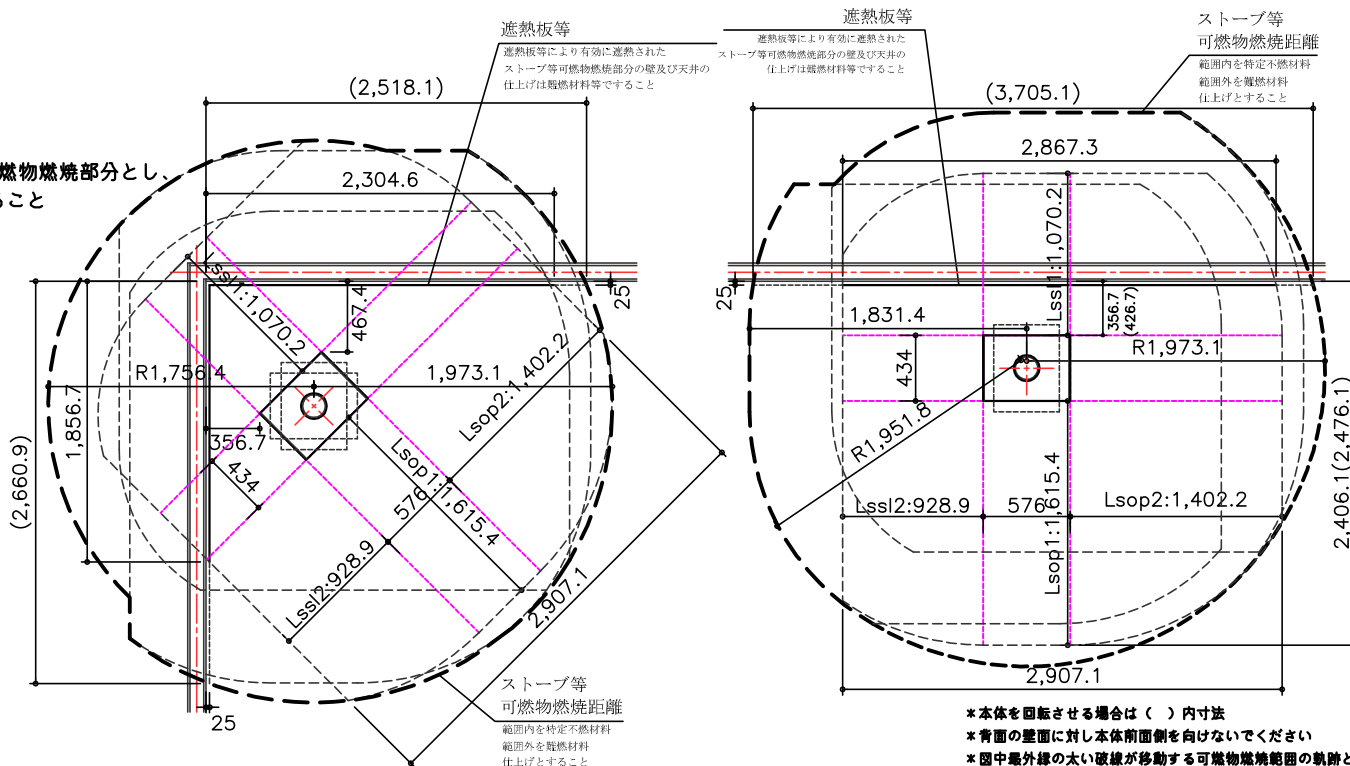
背面方向: $Lssl1 \times 1/3 = 107.02/3 = 35.67(\text{cm})$

側面方向: $Lsop2 \times 1/3 = 140.22/3 = 46.74(\text{cm})$

(開口有)

側面方向: $Lssl2 \times 1/3 = 92.89/3 = 30.96(\text{cm})$

(開口無)



* 本体を回転させる場合は () 内寸法
* 背面の壁面に対し本体前面側を向けないでください
* 図中最外縁の太い破線が移動する可燃物燃焼範囲の軌跡となります

方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離			遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm	
正面	Av1	4530.24	ガラス	Lsop1	1615.4	—
背面	Av1	4530.24	磚物	Lssl1	1070.2	356.7
側面(開口有)	Av2	3413.41	磚物	Lsop2	1402.2	467.4
側面(開口無)	Av2	3413.41	磚物	Lssl2	928.9	309.6
上面	Ah	2499.84	磚物	Hs	1067.9	534.0



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名

薪ストーブ工事

縮尺

1/50

縮尺

2023年7月28日

図面名

TQH33 国土交通省225号に基づく
ストーブ等可燃物燃焼距離概念図

縮尺

縮尺

縮尺

舟木

縮尺

1/2

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼垂直距離

$$H_s = 0.0106\{1 + 10000 / (A_h + 800)\} A_h$$

Hs: ストーブ等可燃物燃焼垂直距離 (cm)

Ah: ストーブ等の水平投影面積 (cm²)

NESTOR MARTIN TQH33 の足を含まない本体部分の大きさは
縦78.65cm 横57.6cm 奥行43.4cm なので

$$A_h = 57.6 \times 43.4 = 2499.84 (\text{cm}^2)$$

これより

$$H_s = 0.0106\{1 + 10000 / (2499.84 + 800)\} 2499.84$$
$$= 106.79 (\text{cm})$$

・ストーブ等可燃物燃焼基準距離

$$D_s = \{(H_s - h) / (H_s)\} L_s$$

Ds: ストーブ等可燃物燃焼基準距離 (cm)

Hs: ストーブ等可燃物燃焼垂直距離 (cm)

h: ストーブ等の表面の各点から軌道上の各点までの垂直距離 (cm)

Ls: ストーブ等可燃物燃焼水平距離 (cm)

前面方向 Lsop1

背面方向 Lssl1

側面方向 (開口有) Lsop2

側面方向 (開口無) Lssl2

とする

とする

ストーブ等の前面 $D_s = \{(H_s - h) / (H_s)\} L_{sop1}$

$$= \{(106.79 - h) / (106.79)\} 161.54$$

ストーブ等の背面 $D_s = \{(H_s - h) / (H_s)\} L_{ssl1}$

$$= \{(106.79 - h) / (106.79)\} 107.02$$

ストーブ等の側面 $D_s = \{(H_s - h) / (H_s)\} L_{sop2}$

(開口有) $= \{(106.79 - h) / (106.79)\} 140.22$

ストーブ等の側面 $D_s = \{(H_s - h) / (H_s)\} L_{ssl2}$

(開口無) $= \{(106.79 - h) / (106.79)\} 92.89$

変数hはストーブ等の上面よりの高さであり、最大Dsはh=0の時となる

Hs、Ds内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、

ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げること

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に

面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)-(ii) ストーブ等と遮熱板等との距離は 42.5cm 以上

ストーブ等可燃物燃焼部分の天井と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

(3) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に面する部分との距離は
ストーブ等可燃物燃焼垂直距離の1/2以上とする

ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/2が45cm未満の場合は、45cm以上とする

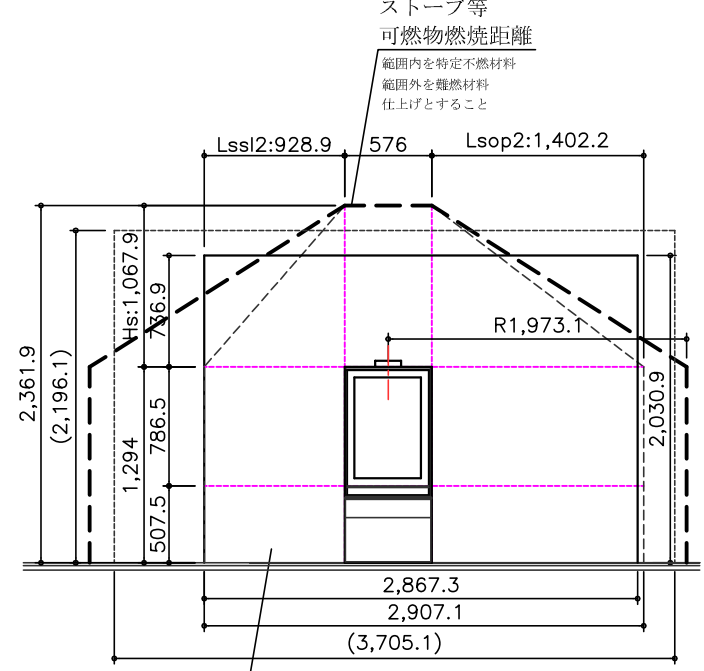
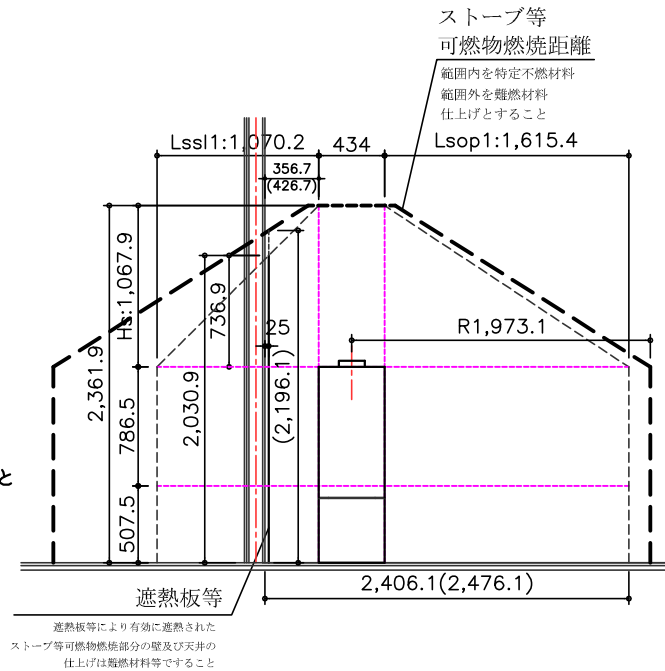
上記より、NESTOR MARTIN TQH33 の場合

天井面方向: $H_s \times 1/2 = 106.79 / 2 = 53.4 (\text{cm})$

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金風板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板



方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離			遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm	
正面	Av1	4530.24	ガラス	Lsop1	1615.4	—
背面	Av1	4530.24	磚物	Lssl1	1070.2	356.7
側面(開口有)	Av2	3413.41	磚物	Lsop2	1402.2	467.4
側面(開口無)	Av2	3413.41	磚物	Lssl2	928.9	309.6
上面	Ah	2499.84	磚物	Hs	1067.9	534.0



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事			縮尺	1/50		縮小	2023年7月28日	
図面名	TQH33 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図			縮小	縮小	縮小	縮小	舟木	2/2

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・室内に設置するストーブ等は、1秒間当たりの発熱量が18KW以下のものに限る。
NESTOR MARTIN D33 における最大出力は 10,320Kcal/h であり、これを1秒間当たりの発熱量に換算すると 11.19KW となる。

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼水平距離

$Lsop=2.40\sqrt{Av}$ (開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合)
 $Lssl=1.59\sqrt{Av}$

$Lsop$:ストーブ等開口部がある面からのストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)
 $Lssl1$:ストーブ等開口部がある面以外で背面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)
 $Lssl2$:ストーブ等開口部がある面以外で側面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)
 $Av1$:ストーブ等の正面及び背面方向の鉛直投影面積(cm^2)
 $Av2$:ストーブ等の側面方向の鉛直投影面積(cm^2)

とすると、NESTOR MARTIN D33 の足を含まない本体部分の大きさは
縦64.3cm 横57.0cm 奥行43.0cm なので
 $Av1=57.0 \times 64.3 = 3665.10(cm^2)$
 $Av2=43.0 \times 64.3 = 2764.90(cm^2)$

これより
 $Lsop=2.40\sqrt{3665.10} = 145.30 (cm)$
 $Lssl1=1.59\sqrt{3665.10} = 96.26 (cm)$
 $Lssl2=1.59\sqrt{2764.90} = 83.61 (cm)$
 $Lsop$ 、 $Lssl1$ 、 $Lssl2$ 内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げる

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号) 第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

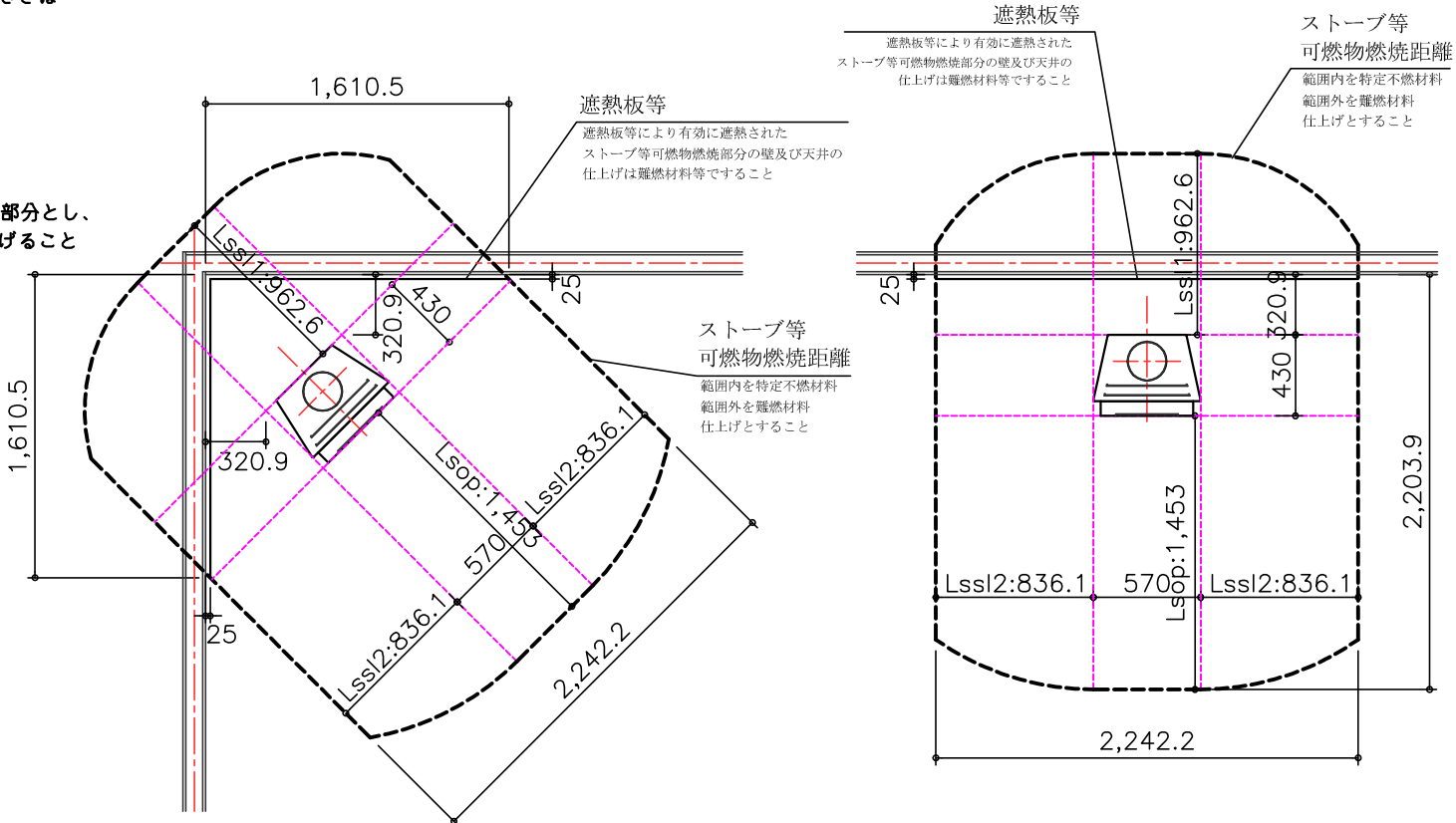
- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)-(i)ストーブ等と遮熱板等との距離は 27.5cm 以上
ストーブ等可燃物燃焼部分の壁と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

(2) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分との距離は ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3以上とする
ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3が30cm未満の場合は、30cm以上とする

上記より、NESTOR MARTIN D33 の場合
背面方向: $Lssl1 \times 1/3 = 96.26/3 = 32.09 (cm)$
側面方向: $Lssl2 \times 1/3 = 83.61/3 = 27.87 (cm)$
* 30cm未満であるため、30cm以上とする



方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離		遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm
正面	Av1	3665.10	ガラス	Lsop	1453.0
背面	Av1	3665.10	鋳物	Lssl1	962.6
側面	Av2	2764.90	鋳物	Lssl2	836.1
上面	Ah	2451.00	鋳物	Hs	1059.0



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事	縮尺	1/40	図面		2023年7月28日
図面名	D33 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図	図番		舟木		1/2

2/2

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維強化セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維強化エポキシカルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金鋼板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用厚紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

- ・室内に設置するストーブ等は、1秒間当たりの発熱量が18KW以下のものに限る。
NESTOR MARTIN IQ43 における最大出力は 12,040Kcal/h であり、
これを1秒間当たりの発熱量に換算すると 13.79KW となる。
- ・第三号 イ に基づく可燃物燃焼部分
 - ・壁付暖炉可燃物燃焼基準距離
 $LF=1.20\sqrt{Aop}$ (暖炉開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合)

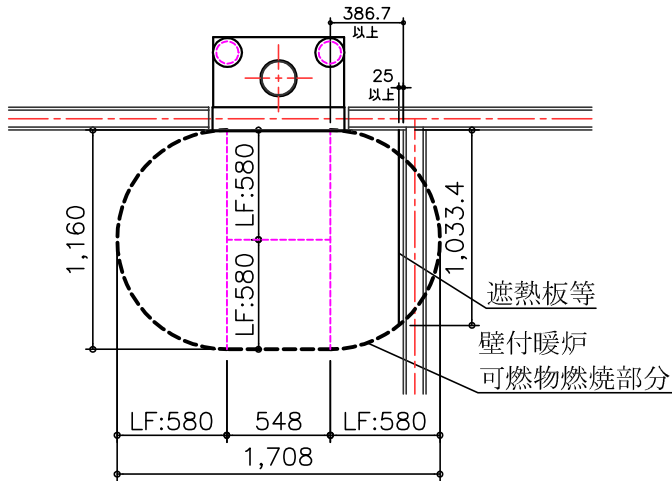
LF:壁付暖炉可燃物燃焼基準距離 (cm)
Aop:暖炉開口部の面積 (cm²)

とすると、NESTOR MARTIN IQ43 の暖炉開口部の面積は
縦42.65cm 横54.8cm なので
 $Aop= 42.65 \times 54.8 = 2337.22(cm^2)$

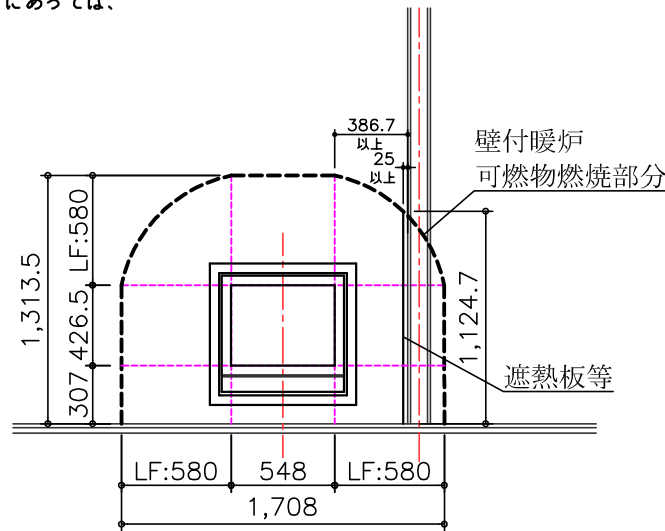
これより
 $LF=1.20\sqrt{2337.22} = 58.00 (cm)$

暖炉開口部の各点から当該各点を含む平面に対して垂直方向に壁付暖炉可燃物燃焼基準距離
だけ離れた各点を、壁付暖炉可燃物燃焼基準距離だけ移動したときにできる軌跡の範囲内、
壁付暖炉可燃物燃焼部分の間柱及び下地を特定不燃材料とした場合 次の(1)及び(2)に
上げる材料の組み合わせであること。

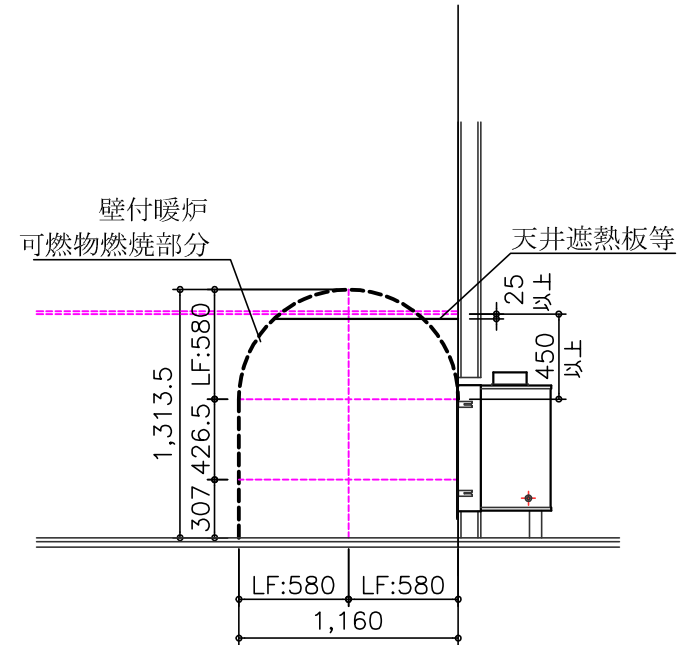
- (1) 壁付暖炉可燃物燃焼部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げにあっては、
特定不燃材ですること。
- (2) (1)に揚げる部分以外の部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げにあっては、
難燃材料等ですること。



平面図



正面図



側面図

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号
(平成16年改正 国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から
第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維強化セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維強化ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

面積	壁付暖炉可燃物燃焼基準距離	遮熱板等設置時最小距離 cm
記号	記号	壁面
Aop	LF	38.67
2337.22	58.00	45.00



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事	縮尺	1/40	編者		2023年7月28日
図面名	IQ43 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図	図面		舟木		1/1

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・室内に設置するストーブ等は、1秒間当たりの発熱量が18KW以下のものに限る。
NESTOR MARTIN MARTIN I における最大出力は 6,879Kcal/h であり、
これを1秒間当たりの発熱量に換算すると 8.0KW となる。

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼水平距離

$$Lsop=2.40\sqrt{Av}$$
 (開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合)
$$Lssl=1.59\sqrt{Av}$$

Lsop1:ストーブ等の正面方向に開口部がある面からのストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Lsop2:ストーブ等の側面方向に開口部がある面からのストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Lssl1:ストーブ等開口部がある面以外で背面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Lssl2:ストーブ等開口部がある面以外で側面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Av1:ストーブ等の正面及び背面方向の鉛直投影面積(cm²)

Av2:ストーブ等の側面方向の鉛直投影面積(cm²)

とすると、NESTOR MARTIN MARTIN I の足を含まない本体部分の大きさは

縦56.0cm 横60.5cm 奥行39.2cm なので

$$Av1=60.5\times56.0=3388.00(\text{cm}^2)$$

$$Av2=39.2\times56.0=2195.20(\text{cm}^2)$$

これより

$$Lsop1=2.40\sqrt{3388.00}=139.70(\text{cm})$$

$$Lsop2=2.40\sqrt{2195.20}=112.45(\text{cm})$$

$$Lssl1=1.59\sqrt{3388.00}=92.55(\text{cm})$$

$$Lssl2=1.59\sqrt{2195.20}=74.50(\text{cm})$$

Lsop1、Lsop2、Lssl1、Lssl2内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、
ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げる

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に
面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)-(i) ストーブ等と遮熱板等との距離は 27.5cm 以上

ストーブ等可燃物燃焼部分の壁と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

(2) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分との距離は

ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3以上とする

ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3が30cm未満の場合は、30cm以上とする

上記より、NESTOR MARTIN MARTIN I の場合

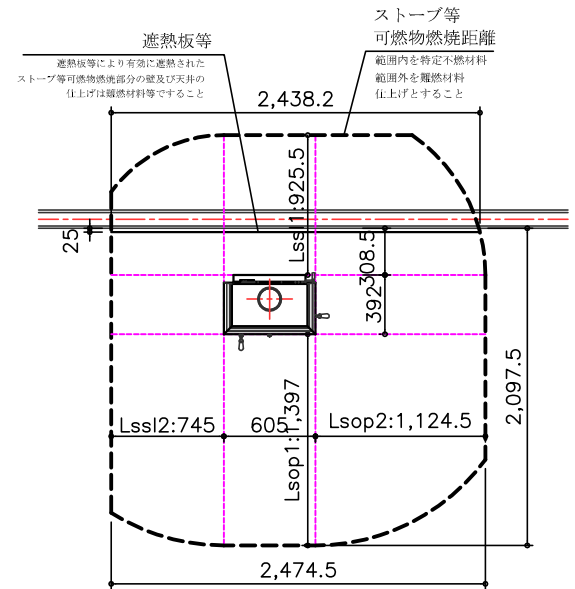
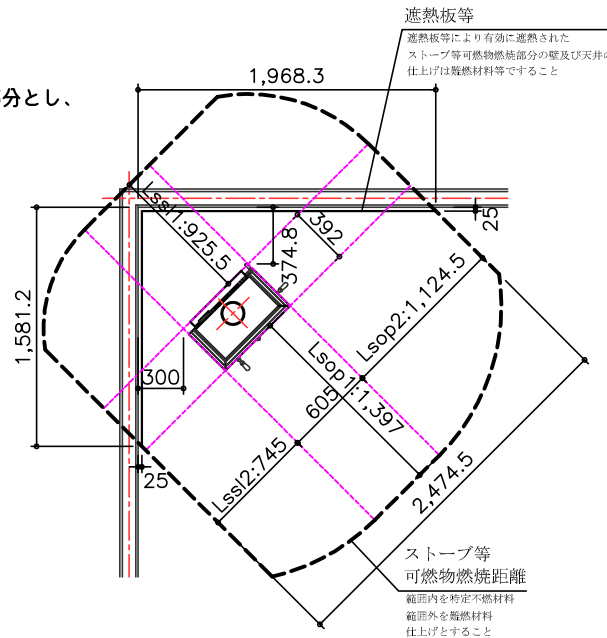
背面方向: $Lssl1\times1/3=92.55/3=30.85(\text{cm})$

側面方向: $Lsop2\times1/3=112.45/3=37.48(\text{cm})$

(開口有)

側面方向: $Lssl2\times1/3=74.50/3=24.83(\text{cm})$

(開口無) * 30cm未満であるため、30cm以上とする



方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離			遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm	
正面	Av1	3388.00	ガラス	Lsop1	1397.0	—
背面	Av1	3388.00	鋳物	Lssl1	925.5	308.5
側面(開口有)	Av2	2195.20	鋳物	Lsop2	1124.5	374.8
側面(開口無)	Av2	2195.20	鋳物	Lssl2	745.0	300.0
上面	Ah	2371.60	鋳物	Hs	1044.0	522.0



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事		縮尺	1/50		編者			2023年7月28日
図面名	MARTIN I 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図		図面	設計		監修	舟木	図等	1/2

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼垂直距離

$$H_s = 0.0106\{1 + 10000 / (A_h + 800)\} A_h$$

Hs: ストーブ等可燃物燃焼垂直距離 (cm)

Ah: ストーブ等の水平投影面積 (cm²)

NESTOR MARTIN MARTIN I の足を含まない本体部分の大きさは
縦56.0cm 横60.5cm 奥行39.2cm なので

$$A_h = 60.5 \times 39.2 = 2371.6 (\text{cm}^2)$$

これより

$$H_s = 0.0106\{1 + 10000 / (2371.6 + 800)\} 2371.6$$
$$= 104.4 (\text{cm})$$

・ストーブ等可燃物燃焼基準距離

$$D_s = \{(H_s - h) / (H_s)\} L_s$$

Ds: ストーブ等可燃物燃焼基準距離 (cm)

Hs: ストーブ等可燃物燃焼垂直距離 (cm)

h: ストーブ等の表面の各点から軌道上の各点までの垂直距離 (cm)

Ls: ストーブ等可燃物燃焼水平距離 (cm)

前面方向 Lsop1
背面方向 Lssl1
側面方向 (開口有) Lsop2 とする
側面方向 (開口無) Lssl2 とする

ストーブ等の前面 $D_s = \{(H_s - h) / (H_s)\} L_{sop1}$
 $= \{(104.4 - h) / (104.4)\} 139.7$

ストーブ等の背面 $D_s = \{(H_s - h) / (H_s)\} L_{ssl1}$
 $= \{(104.4 - h) / (104.4)\} 92.55$

ストーブ等の側面 $D_s = \{(H_s - h) / (H_s)\} L_{sop2}$
(開口有) $= \{(104.4 - h) / (104.4)\} 112.45$

ストーブ等の側面 $D_s = \{(H_s - h) / (H_s)\} L_{ssl2}$
(開口無) $= \{(104.4 - h) / (104.4)\} 74.5$

変数hはストーブ等の上面よりの高さであり、最大Dsはh=0の時となる

Hs、Ds内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、

ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げること

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)-(ii) ストーブ等と遮熱板等との距離は 42.5cm 以上

ストーブ等可燃物燃焼部分の天井と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

(3) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に面する部分との距離は
ストーブ等可燃物燃焼垂直距離の1/2以上とする

ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/2が45cm未満の場合は、45cm以上とする

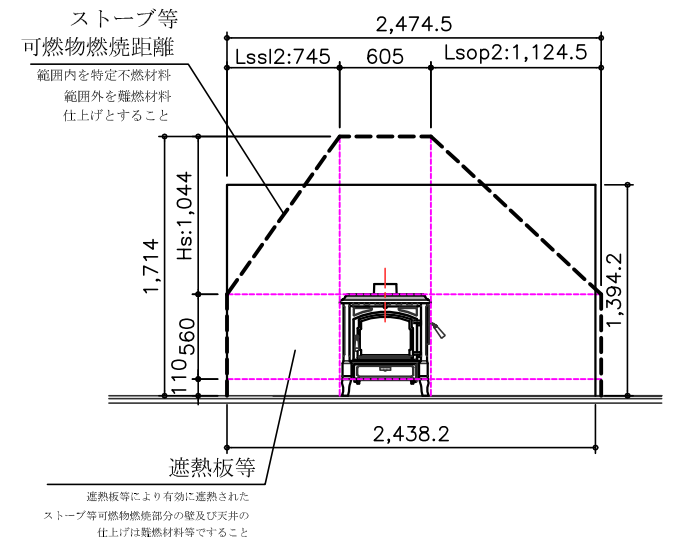
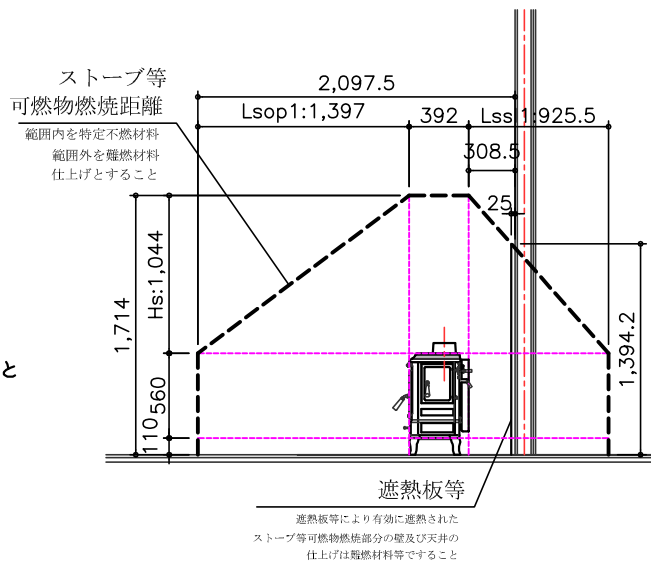
上記より、NESTOR MARTIN MARTIN I の場合

天井面方向: $H_s \times 1/2 = 104.4 / 2 = 52.2 (\text{cm})$

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金風板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板



方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離			遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm	
正面	Av1	3388.00	ガラス	Lsop1	1397.0	—
背面	Av1	3388.00	鋳物	Lssl1	925.5	308.5
側面 (開口有)	Av2	2195.20	鋳物	Lsop2	1124.5	374.8
側面 (開口無)	Av2	2195.20	鋳物	Lssl2	745.0	300.0
上面	Ah	2371.60	鋳物	Hs	1044.0	522.0



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事			縮尺	1/50		縮小	2023年7月28日	
図面名	MARTIN I 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図			縮小	縮小	縮小	舟木	縮小	2/2

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・室内に設置するストーブ等は、1秒間当たりの発熱量が18KW以下のものに限る。
NESTOR MARTIN SANTORINI における最大出力は 9,200Kcal/h であり、
これを1秒間当たりの発熱量に換算すると 10.7KW となる。

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼水平距離

$$Lsop=2.40\sqrt{Av}$$
 (開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合)

$$Lssl=1.59\sqrt{Av}$$

Lsop:ストーブ等開口部がある面からのストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Lssl1:ストーブ等開口部がある面以外で背面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Lssl2:ストーブ等開口部がある面以外で側面方向のストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

Av1:ストーブ等の正面及び背面方向の鉛直投影面積(cm²)

Av2:ストーブ等の側面方向の鉛直投影面積(cm²)

とすると、NESTOR MARTIN SANTORINI の足を含まない本体部分の大きさは
縦90.4cm 横55.7cm 奥行47.6cm なので

$$Av1=55.7\times90.4=5035.28(\text{cm}^2)$$

$$Av2=47.6\times90.4=4303.04(\text{cm}^2)$$

これより

$$Lsop=2.40\sqrt{5035.28}=170.3(\text{cm})$$

$$Lssl1=1.59\sqrt{5035.28}=112.83(\text{cm})$$

$$Lssl2=1.59\sqrt{4303.04}=104.3(\text{cm})$$

Lsop、Lssl1、Lssl2内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、
ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、
外部を難燃材料等で仕上げる

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に
面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)-(i) ストーブ等と遮熱板等との距離は 27.5cm 以上

ストーブ等可燃物燃焼部分の壁と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

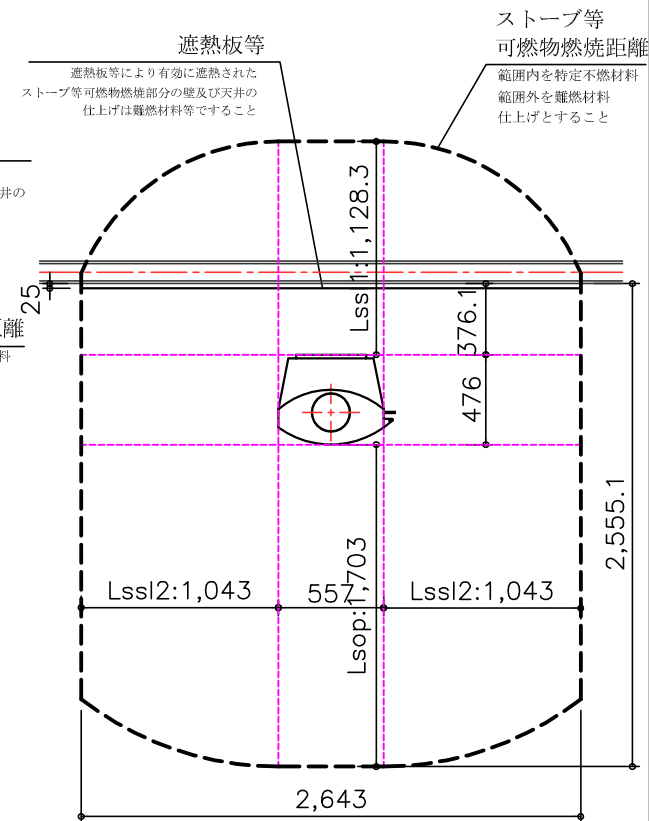
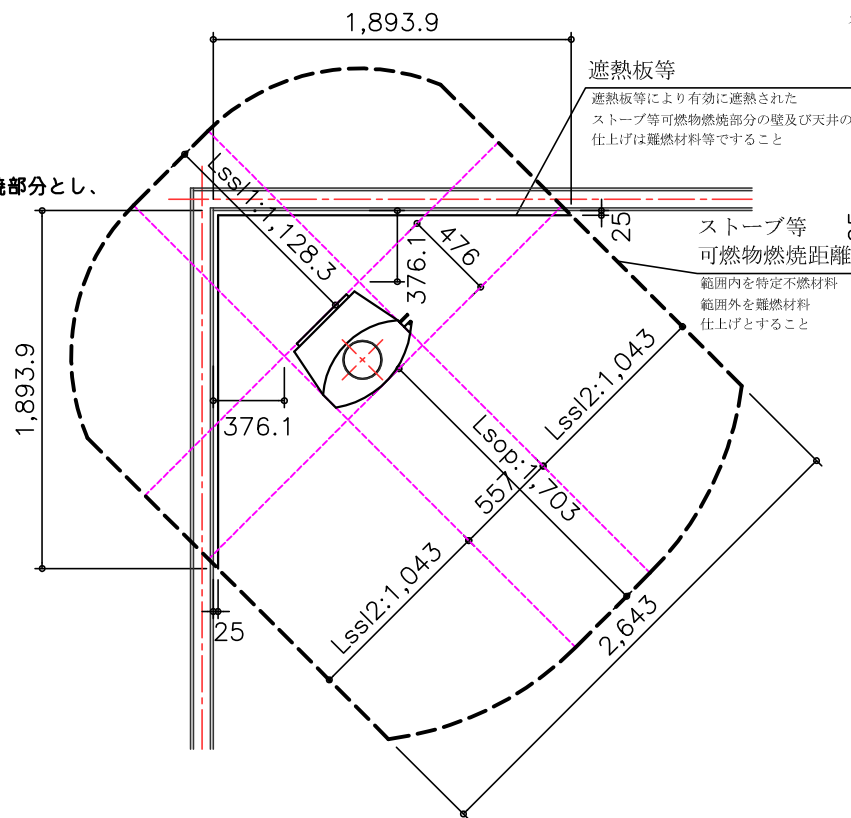
(2) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の壁の室内に面する部分との距離は
ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3以上とする

ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/3が30cm未満の場合は、30cm以上とする

上記より、NESTOR MARTIN SANTORINI の場合

背面方向: $Lssl1 \times 1/3 = 112.83/3 = 37.61(\text{cm})$

側面方向: $Lssl2 \times 1/3 = 104.3/3 = 34.77(\text{cm})$



方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離		遮熱板設置時 最小距離 mm
	記号	cm ²	材質	記号	mm
正面	Av1	5035.28	ガラス	Lsop	1703.0
背面	Av1	5035.28	鋳物	Lssl1	1128.3
側面	Av2	4303.04	鋳物	Lssl2	1043.0
上面	Ah	2651.32	鋳物	Hs	1095.2



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事			縮尺	1/40		縮画	2023年7月28日	
図面名	SANTORINI 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図			縮尺	縮画	縮画	舟木	縮画	1/2

国土交通省告示第225号 第一項 第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・第二号 イ に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼垂直距離

$$H_s = 0.0106\{1 + 10000 / (A_h + 800)\} A_h$$

Hs:ストーブ等可燃物燃焼垂直距離(cm)

Ah:ストーブ等の水平投影面積(cm²)

NESTOR MARTIN SANTORINI の足を含まない本体部分の大きさは
縦90.4cm 横55.7cm 奥行47.6cm なので

$$A_h = 55.7 \times 47.6 = 2651.32(\text{cm}^2)$$

これより

$$H_s = 0.0106\{1 + 10000 / (2651.32 + 800)\} 2651.32$$
$$= 109.52(\text{cm})$$

・ストーブ等可燃物燃焼基準距離

$$D_s = \{(H_s - h) / (H_s)\} L_s$$

Ds:ストーブ等可燃物燃焼基準距離(cm)

Hs:ストーブ等可燃物燃焼垂直距離(cm)

h:ストーブ等の表面の各点から軌道上の各点までの垂直距離(cm)

Ls:ストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

前面方向 Lsop

背面方向 Lssl1

側面方向 Lssl2 とする

ストーブ等の前面 $D_s = \{(H_s - h) / (H_s)\} L_{sop}$
 $= \{(109.52 - h) / (109.52)\} 170.3$

ストーブ等の背面 $D_s = \{(H_s - h) / (H_s)\} L_{ssl1}$
 $= \{(109.52 - h) / (109.52)\} 112.83$

ストーブ等の側面 $D_s = \{(H_s - h) / (H_s)\} L_{ssl2}$
 $= \{(109.52 - h) / (109.52)\} 104.3$

変数hはストーブ等の上面よりの高さであり、最大Dsはh=0の時となる

Hs、Ds内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、

ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げる

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正 国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・陶磁器質タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・厚さが3mm以上のガラス繊維強化セメント板
- ・厚さが5mm以上の繊維強化ケイ酸カルシウム板
- ・鉄板
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

・第二号 ロ に基づく ストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に
面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)ー(ii) ストーブ等と遮熱板等との距離は 42.5cm 以上

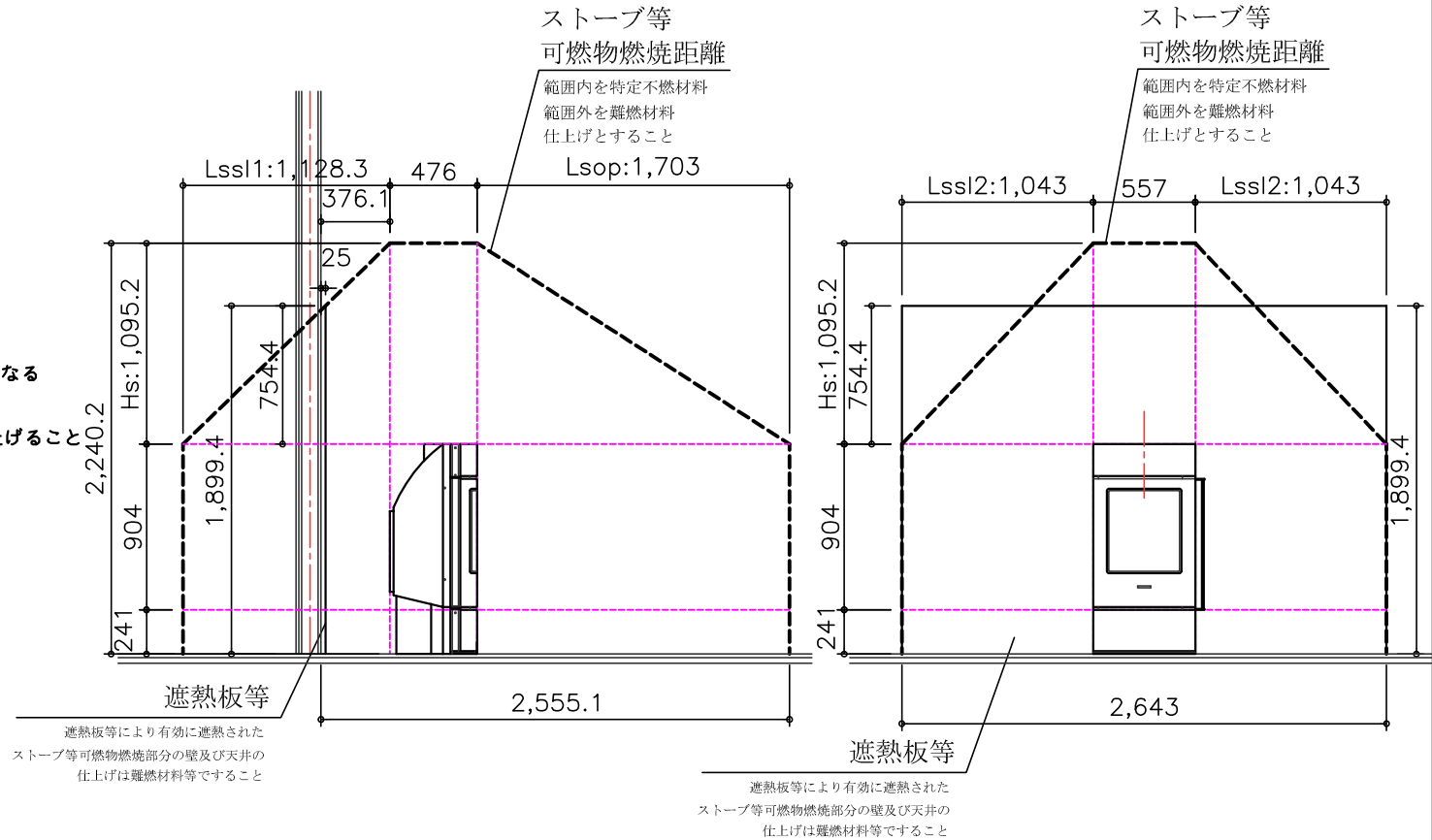
ストーブ等可燃物燃焼部分の天井と遮熱板等との距離は 2.5cm 以上

(3) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に面する部分との距離は
ストーブ等可燃物燃焼垂直距離の1/2以上とする

ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/2が45cm未満の場合は、45cm以上とする

上記より、NESTOR MARTIN SANTORINI の場合

天井面方向: $H_s \times 1/2 = 109.52/2 = 54.76(\text{cm})$



方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離		遮熱板設置時	
	記号	cm ²	材質	記号	mm	最小距離 mm
正面	Av1	5035.28	ガラス	Lsop	1703.0	—
背面	Av1	5035.28	鋳物	Lssl1	1128.3	376.1
側面	Av2	4303.04	鋳物	Lssl2	1043.0	347.7
上面	Ah	2651.32	鋳物	Hs	1095.2	54.76



株式会社 京阪エンジニアリング
〒601-8184 京都市南区上鳥羽南村山町29-1
Tel (075) 682-7177 Fax (075) 682-7180

工事名	薪ストーブ工事			縮尺	1/40		編者	2023年7月28日	
図面名	SANTORINI 国土交通省225号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図			図番	設計	校核	舟木	図番	2/2